



みなかみ町 第3期子ども・子育て 支援事業計画

令和7年度～令和11年度



群馬県
みなかみ町

令和7年
3月

はじめに

近年、全国的に少子化が加速し、みなかみ町も例外ではなくその影響を大きく受けております。少子化は、地域社会の活力を低下させるだけでなく、将来的な経済発展にも影響を及ぼす重大な課題であると認識しております。

このことから、町におきましても「みなかみ町第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき様々な子育て支援施策に取り組んで参りました。

特に、令和6年4月には、県内でもいち早く「こども家庭センター・すくすく」を開設し、妊娠や出産への不安、貧困、児童虐待など、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの課題に一体的に対応できる環境整備を行いました。

また、国は、令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として「こども家庭庁」を創設し、こどもや家庭に関する政策を一元的に推進する体制を整えました。これと同時にこどもの権利を保障するための法律「こども基本法」が施行され、この法律に基づきこども施策を総合的に推進するため、我が国初の「こども大綱」が策定されました。

このように国の状況も大きく変革する中、令和6年度に現計画が最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、変化する社会状況に対応し、町の主要計画との連携を図り、今までの成果と新たな課題を踏まえた上で、令和7年度から5年間を計画期間とする「みなかみ町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今期計画も、当初計画からの基本理念である「子・親が安心でき 安全でゆとりを感じるまちに」を継承し、次世代を担うこどもたちが地域の中で心身ともに健康で健やかに成長し、子育て家庭を地域全体で支え、安心して子育てできる環境を提供できますよう、総合的かつ計画的に施策を推進してまいります。

こどもたちは、家族にとっては勿論、社会にとっても未来への希望であり、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であります。誰一人取り残すことのない社会と持続可能なみなかみ町であり続けるためにも、この計画が未来につながる道しるべとなりますことを心から願っております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「みなかみ町子ども・子育て会議」委員の皆さま、計画の基本となるニーズ調査に貴重なご意見をいただきました保護者の皆さま、並びに策定にご協力いただきましたすべての皆さまに心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

みなかみ町長 阿部 賢一



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	3
1. 統計からみる町の状況	3
2. ニーズ調査結果	9
3. 第2期計画における事業の取組と評価	18
4. 第2期計画期間の実績値	29
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 計画の基本理念	36
2. 計画の基本目標	36
3. 計画の体系	37
4. 教育・保育提供区域の設定	38
5. SDGs の推進	38
第4章 基本事業の展開	39
基本事業1 こどもの健康増進	39
基本事業2 子育てと仕事の両立のための支援	41
基本事業3 子育てのための経済的な支援	44
基本事業4 こども家庭相談の充実	47
基本事業5 青少年の健全育成支援	51
第5章 目標事業量	52
1. 第2次みなかみ町総合計画（後期基本計画）に基づく事業の展開	52
2. 教育・保育サービスの提供	53
3. 地域子ども・子育て支援事業	56
第6章 計画の推進体制	63
1. 町民や関係機関等との連携	63
2. わかりやすい子育て支援情報の発信	63
3. 進行管理	63
資料編	64
1. みなかみ町子ども・子育て会議設置条例	64
2. みなかみ町子ども・子育て会議委員名簿	66

第Ⅰ章 計画の概要

Ⅰ. 計画策定の趣旨と背景

我が国においては、「子ども・子育て関連3法」（平成24年成立）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が平成27年から始まりました。また、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

一方、我が国の出生数は、予測を上回る速度で減少しており、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20と、いずれも過去最低となりました。また、少子高齢化の進行に加えて、核家族化の進展、女性就業率の向上、地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが、引き続き課題となっています。

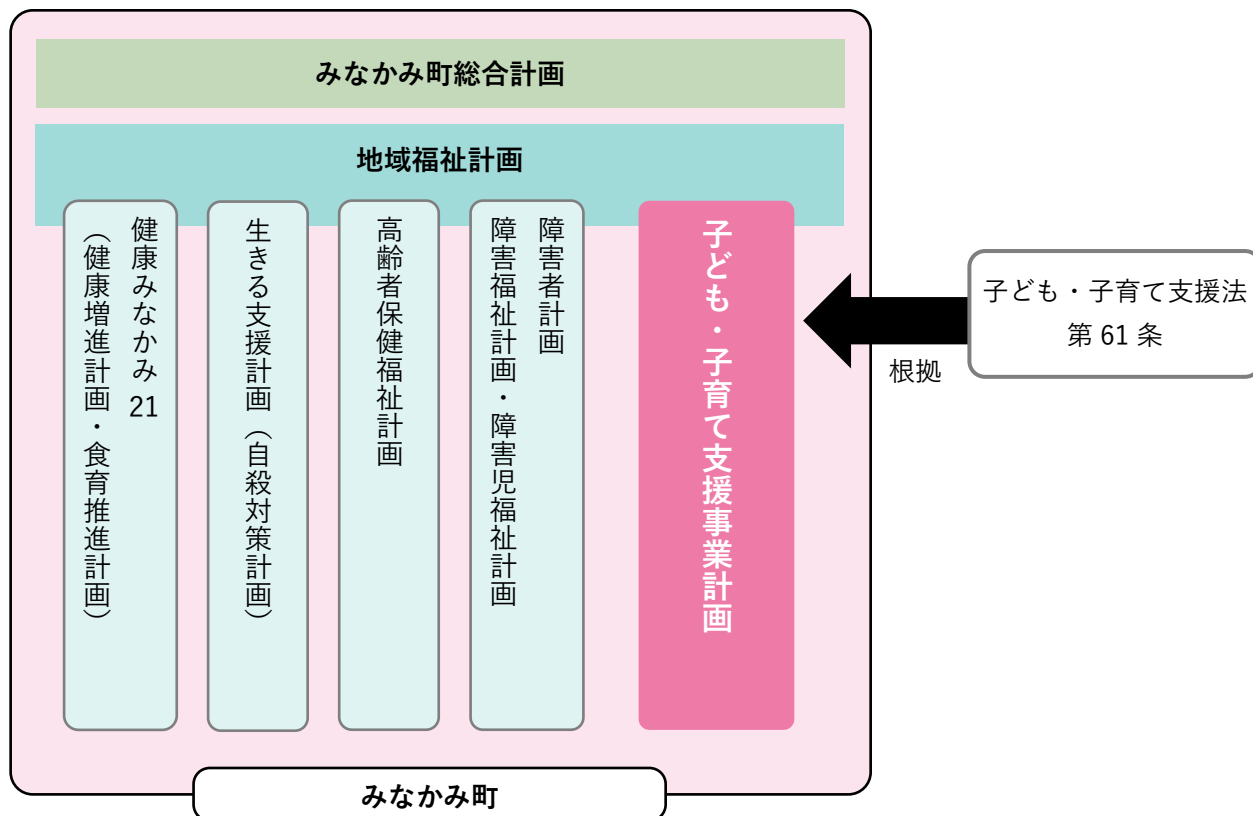
このような中、令和5年より「こども家庭庁」が設置され、「こども基本法」が施行されました。また、令和6年より「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」が改正されるなど、すべてのこどもが幸せな生活ができる社会の実現に向けて、こども本人及び子育て家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

本町においては、令和2年に「みなかみ町第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「子・親が安心でき 安全でゆとりを感じるまちに」を基本理念に掲げ、妊娠期から切れ目のない総合的な相談・支援や、こどもの健康増進など、すべてのこどもが健やかに成長できるための取組を推進してきました。

前回計画が令和6年度で計画期間が終了となることから、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7年度以降の本町におけるこども・子育て支援施策に関する考え方、取組を示す計画として「みなかみ町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町のすべての計画・事業の基本となる「みなかみ町総合計画」を上位計画として整合を図りながら、「地域福祉計画」をはじめとする町の関係計画と連携を図るものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直すことを検討します。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
総合計画	第 2 次 後期基本計画				次期計画			
地域福祉計画	第 2 期計画			次期計画				
子ども・子育て 支援事業計画	見直し	第 3 期計画					次期計画	

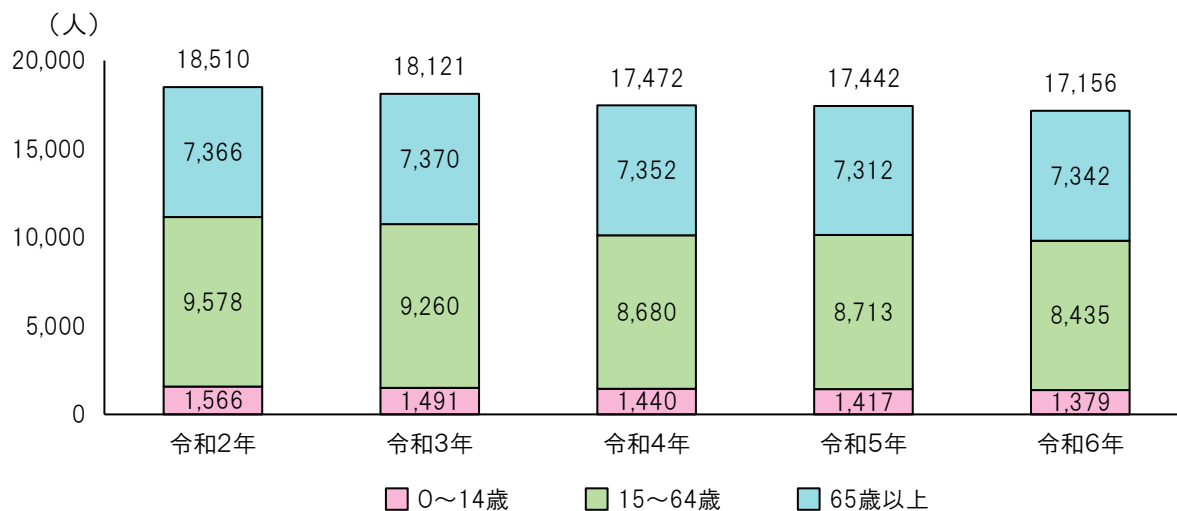
第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1. 統計からみる町の状況

(1) 人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口の推移

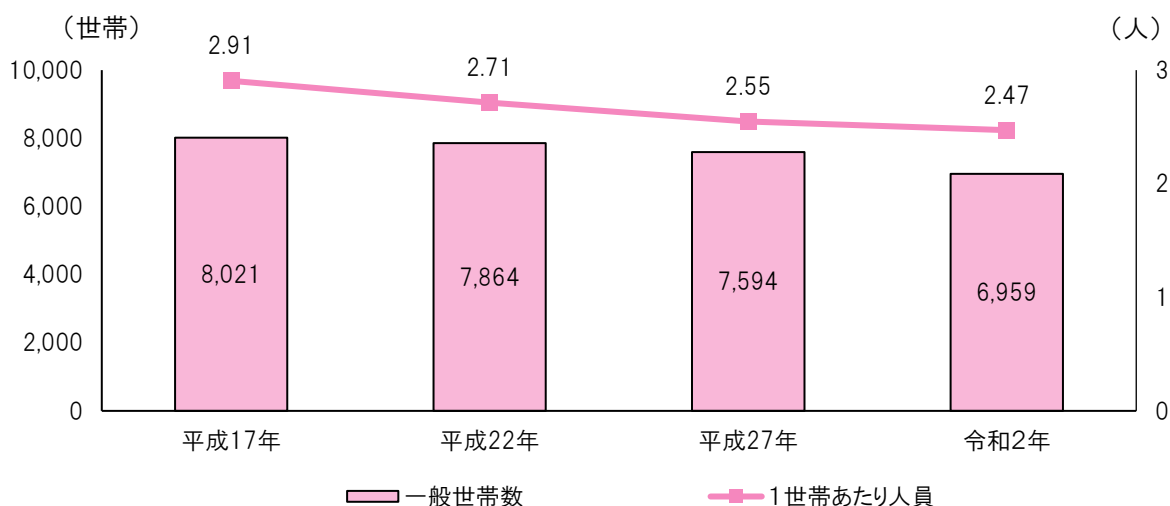
本町の人口は毎年減少しており、令和6年で17,156人となっています。年齢別にみると、0～14歳と15～64歳は減少、65歳以上は概ね同水準で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

②一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移

一般世帯数は、人口と同様に減少傾向にあり、令和2年に7,000世帯を下回りました。1世帯あたり人員も減少しており、世帯規模の縮小がうかがえます。

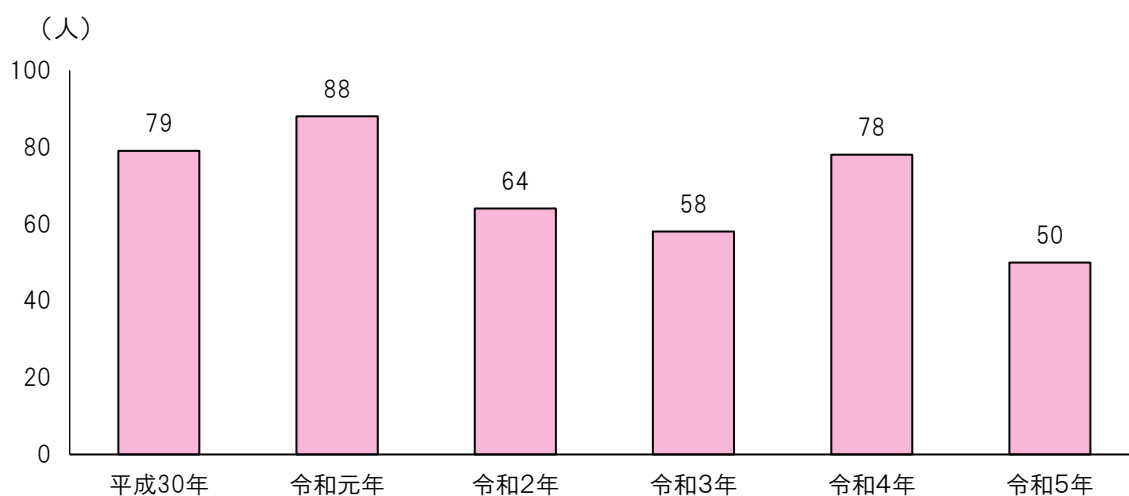


資料：国勢調査

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

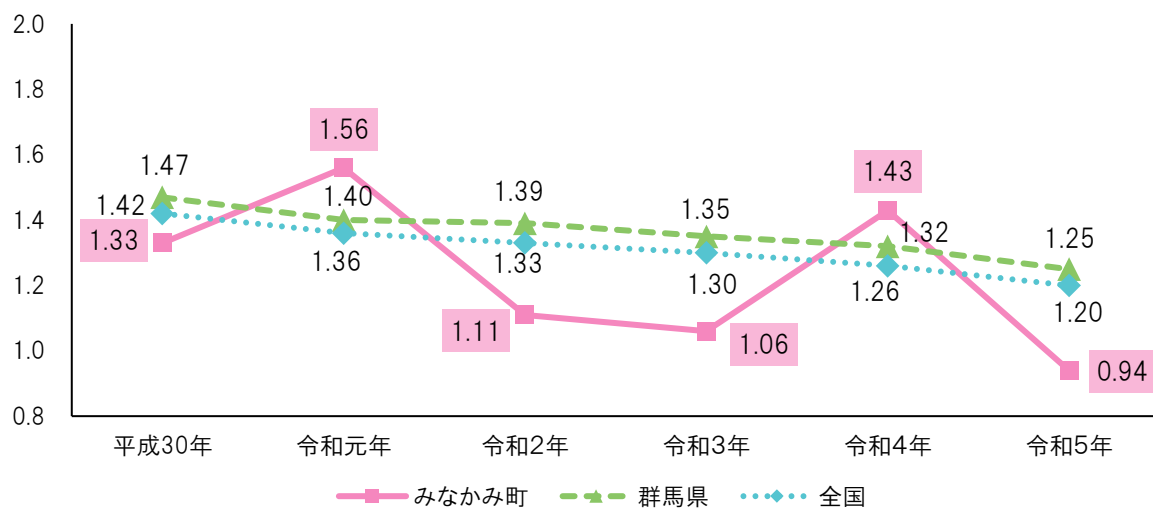
出生数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向となっています。



資料：人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率※は、年によってばらつきがありますが、令和5年で 0.94 となっており、全国や群馬県より低い水準となっています。



資料：人口動態統計

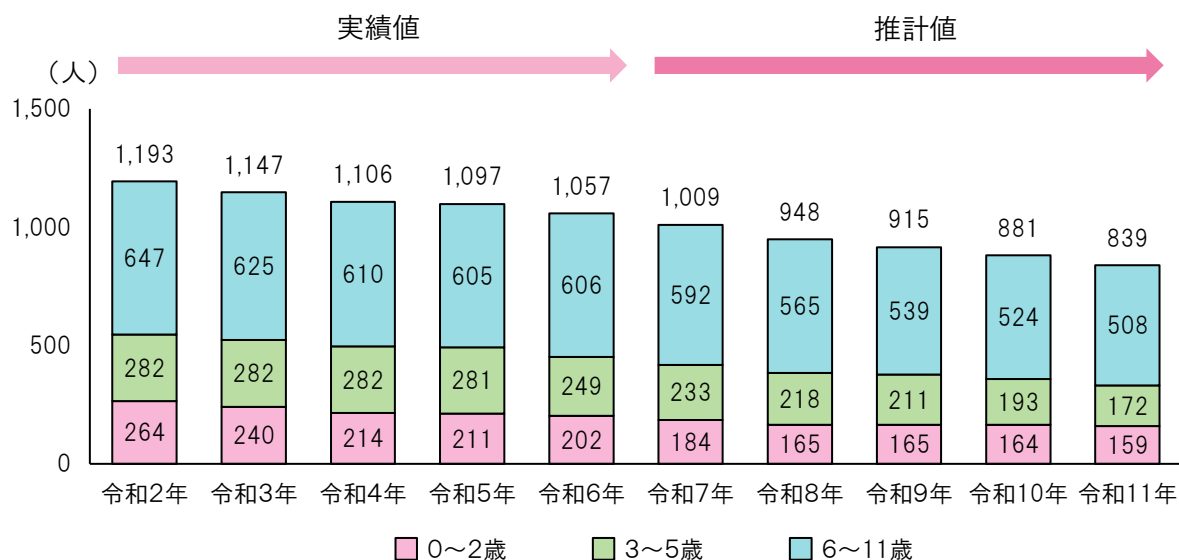
※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生むこどもの数と解釈される。

(3) 児童人口の推移と推計

児童人口（0～11歳）の推移をみると、毎年減少しています。

令和7年以降の推計においても減少が続く見込みとなっており、本計画の最終年である令和11年には0～2歳が159人、3～5歳が172人、6～11歳が508人、計839人と予測されます。

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	81	64	70	76	54	55	55	54	53	51
1歳	90	84	60	74	74	54	55	55	55	53
2歳	93	92	84	61	74	75	55	56	56	55
3歳	101	93	93	90	64	77	78	57	58	58
4歳	93	99	91	94	91	64	76	77	57	57
5歳	88	90	98	97	94	92	64	77	78	57
6歳	119	85	91	96	101	94	92	64	77	78
7歳	106	116	87	93	94	101	94	92	64	77
8歳	102	104	119	90	93	95	102	95	93	65
9歳	112	98	105	119	90	92	94	101	94	92
10歳	115	112	98	108	120	91	93	95	102	95
11歳	93	110	110	99	108	119	90	92	94	101
総数	1,193	1,147	1,106	1,097	1,057	1,009	948	915	881	839



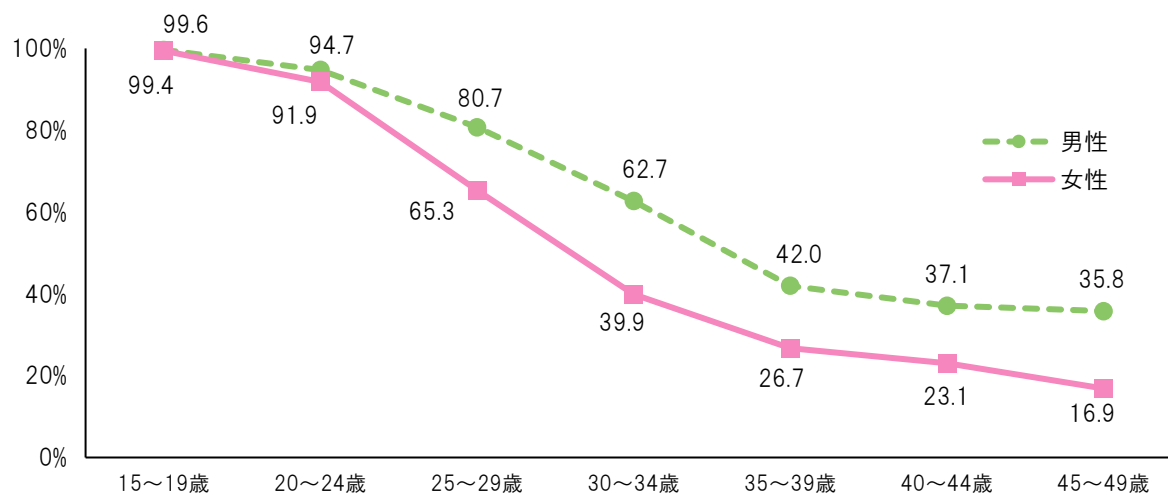
資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）

推計値は住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて算出

(4) 婚姻の状況

①年齢別未婚率（性別比較）

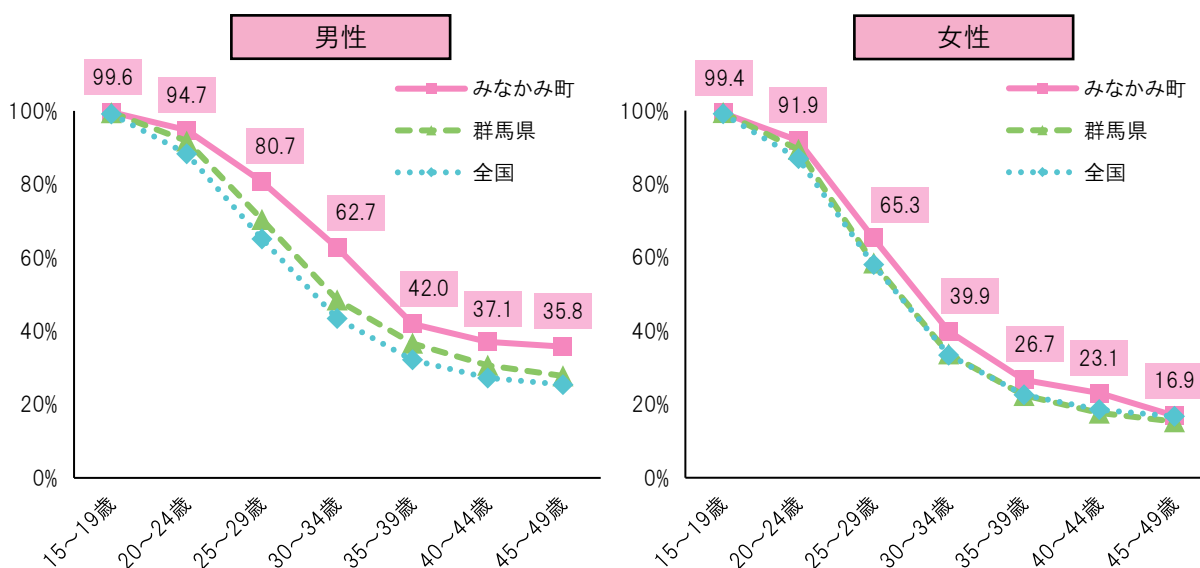
令和2年の年齢別未婚率を性別にみると、20～24歳までは男女ともに同水準ですが、25歳以降差が大きく広がり、30～34歳で男性62.7%、女性39.9%と20ポイント以上の差となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

②年齢別未婚率（性別／全国・群馬県比較）

令和2年の年齢別未婚率を全国・群馬県と比べると、男性ではどの年齢においても全国・群馬県を上回っています。女性では、15～19歳を除き、全国・群馬県を上回っています。特に、男性の25～34歳では、全国・群馬県より10ポイント以上高い数値となっています。

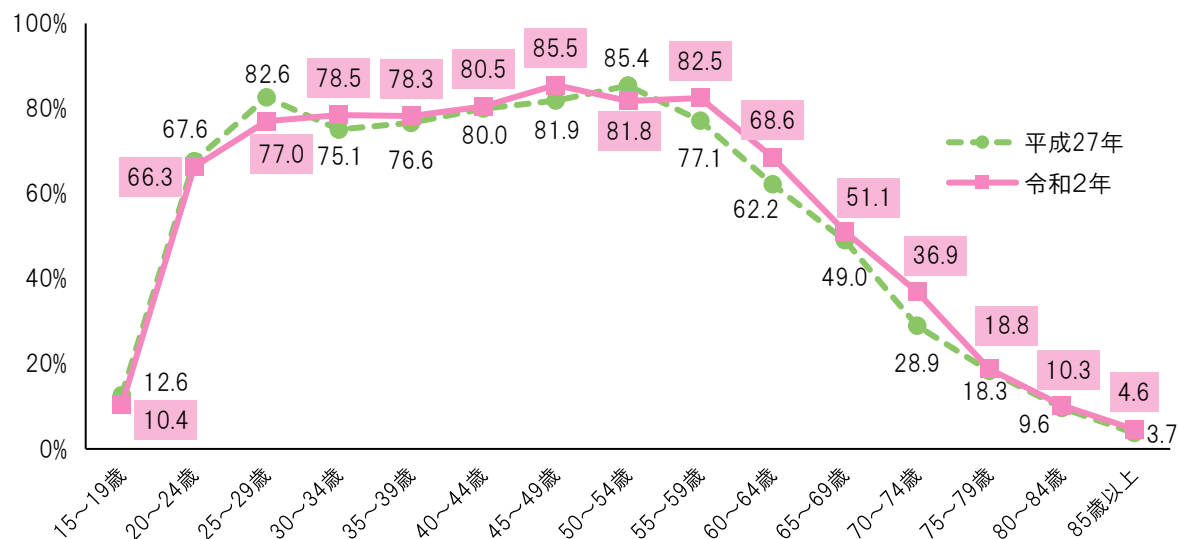


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 女性の就労等の状況

①女性の年齢別就業率（平成27年・令和2年比較）

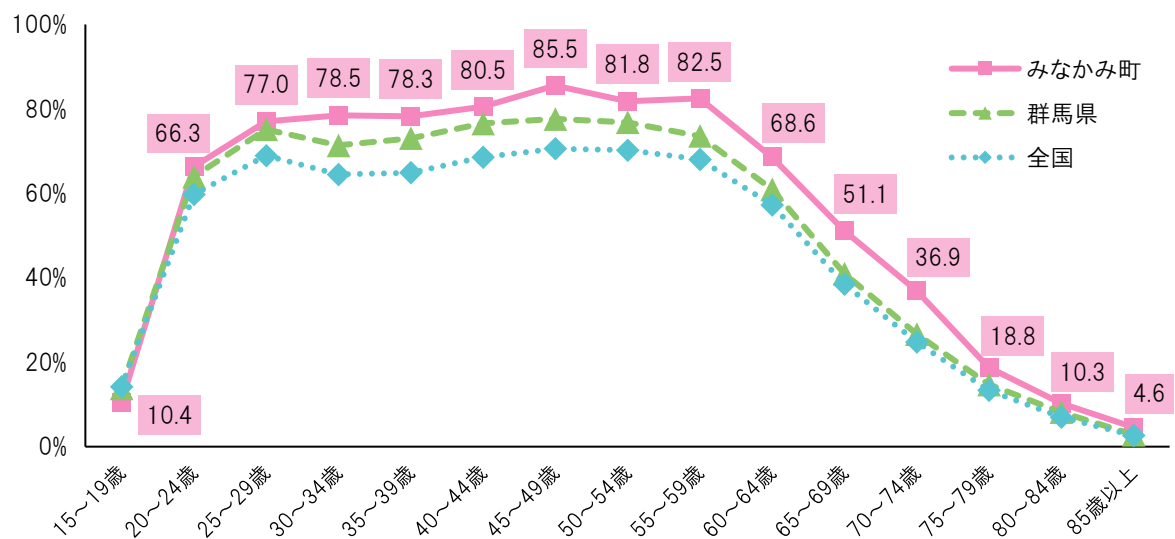
令和2年の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児期にあたる30～49歳で、平成27年に比べて高くなっています。また、55歳以上の就業率も上昇傾向にあります。



資料：国勢調査

②女性の年齢別就業率（全国・群馬県比較）

令和2年の女性の年齢別就業率を全国・群馬県と比べると、15～19歳を除いたすべての年齢階級で、全国・群馬県よりも高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③産業別就業者数

令和２年の産業別就業者割合は、「宿泊業、飲食サービス業」が15.33%と最も高く、次いで「医療、福祉」が12.71%、「卸売業、小売業」が12.53%となっています。

女性の産業別就業者割合は、「医療、福祉」が21.21%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が18.46%、「卸売業、小売業」が15.54%となっています。

総数に占める女性の割合が高い業種は、「医療、福祉」が74.76%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が67.89%、「教育、学習支援業」が60.97%となっています。

	総数		女性		総数に占める女性の割合(%)
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
総数	8,944	100.00	4,008	100.00	44.81
第１次産業	930	10.40	359	8.96	38.60
農業、林業	925	10.34	358	8.93	38.70
漁業	5	0.06	1	0.02	20.00
第２次産業	1,852	20.71	448	11.18	24.19
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.02	0	0.00	0.00
建設業	746	8.34	91	2.27	12.20
製造業	1,104	12.34	357	8.91	32.34
第３次産業	6,037	67.50	3,147	78.52	52.13
電気・ガス・熱供給・水道業	53	0.59	8	0.20	15.09
情報通信業	52	0.58	12	0.30	23.08
運輸業、郵便業	324	3.62	56	1.40	17.28
卸売業、小売業	1,121	12.53	623	15.54	55.58
金融業、保険業	109	1.22	74	1.85	67.89
不動産業、物品賃貸業	64	0.72	24	0.60	37.50
学術研究、専門・技術サービス業	146	1.63	52	1.30	35.62
宿泊業、飲食サービス業	1,371	15.33	740	18.46	53.98
生活関連サービス業、娯楽業	442	4.94	214	5.34	48.42
教育、学習支援業	351	3.92	214	5.34	60.97
医療、福祉	1,137	12.71	850	21.21	74.76
複合サービス事業	144	1.61	59	1.47	40.97
サービス業（他に分類されないもの）	436	4.87	142	3.54	32.57
公務（他に分類されるものを除く）	287	3.21	79	1.97	27.53
分類不能の産業	125	1.40	54	1.35	43.20

* 上位３項目に塗りつぶし

資料：国勢調査（令和２年）

2. ニーズ調査結果

(1) 調査の実施概要

子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望などを把握し、その結果を計画に反映することを目的として実施しました。

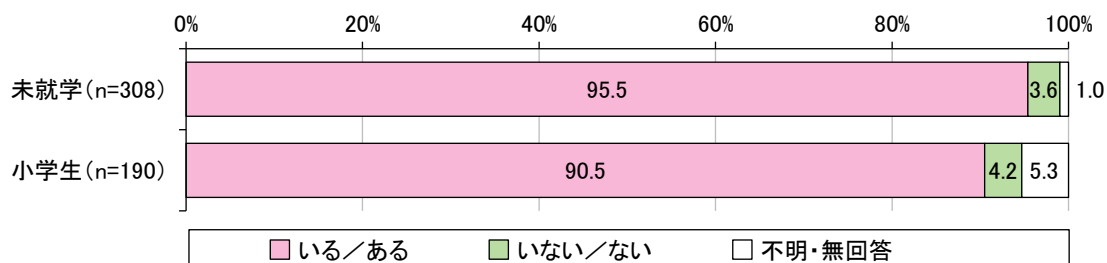
項目	未就学児童	小学生
調査対象者	町内の0歳から6歳までの小学校にあがる前の児童 377 名の保護者	町内の小学校児童 250 名の保護者
調査期間	①学校・こども園での提出 令和6年6月13日～6月20日 ②郵送・WEBでの回答 令和6年6月13日～7月3日	
調査方法	(配付) ①こども園を通じて配付 ②未就園児は郵送 (回収) ①こども園での提出／専用フォームからの回答 ②未就園児は郵送／専用フォームからの回答 ※どちらかの方法を回答者が選択	(配付) 小学校を通じて配付 (回収) 小学校での提出／専用フォームからの回答 ※どちらかの方法を回答者が選択
配付数	377 件	250 件
有効回収数	308 件 (紙：210 件 WEB：98 件)	190 件 (紙：133 件 WEB：57 件)
有効回収率	81.7%	76.0%

- ◇「n (number of cases)」は、集計対象者数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇回答結果の割合「%」は集計対象者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇平成31年調査とは、平成31年2月に実施した「みなかみ町第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を指します。

(2) 結果概要

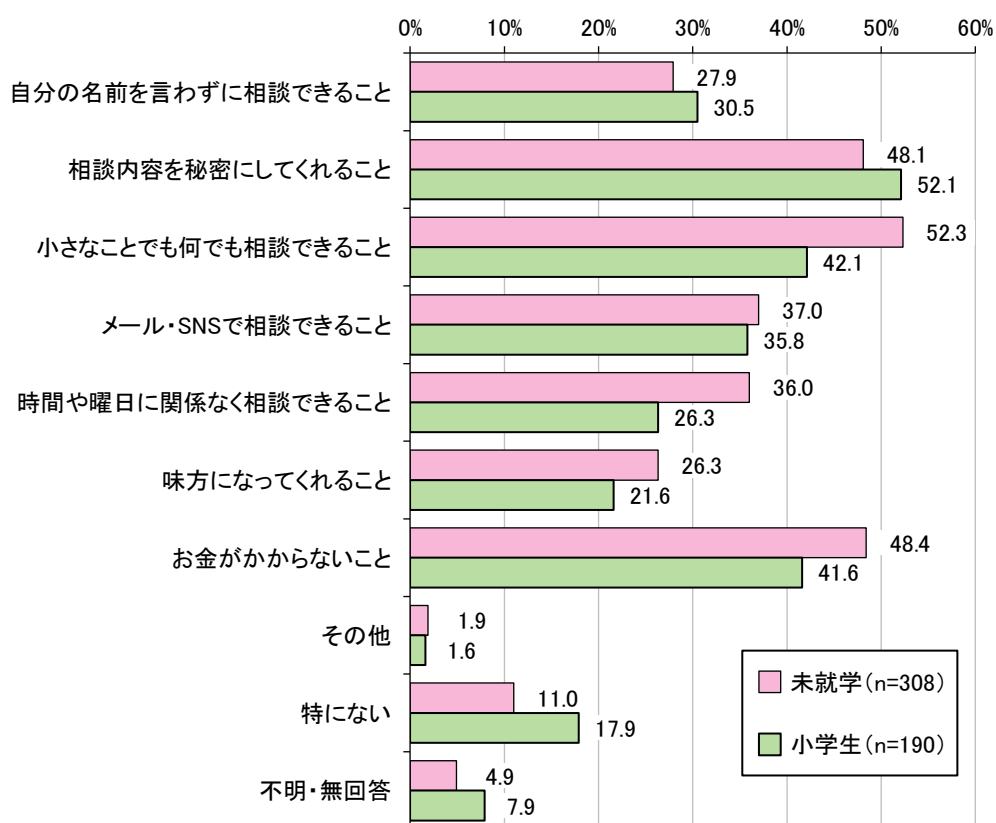
①相談できる相手・場所の有無（単数回答）

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる相手や場所の有無についてみると、未就学では「いる／ある」が95.5%、小学生では90.5%となっています。



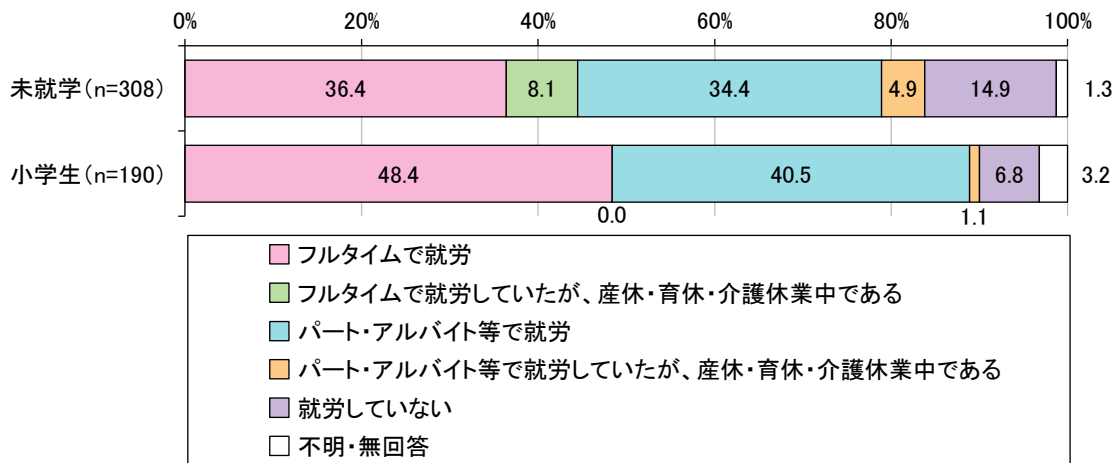
②「こども家庭センター すくすく」へ相談するときに望むこと（複数回答）

相談するときに望むことについてみると、未就学では「小さなことでも何でも相談できること」が52.3%、小学生では「相談内容を秘密にしてくれること」が52.1%と最も高くなっています。



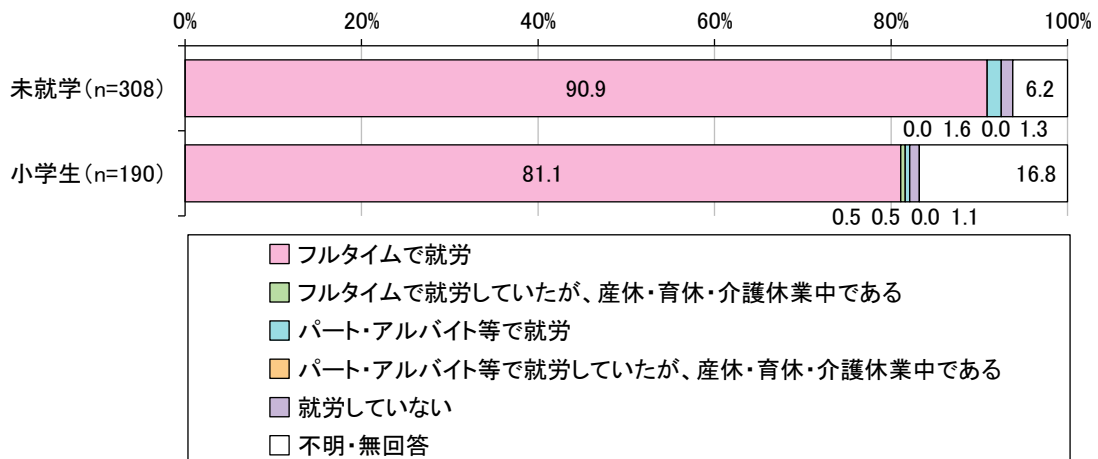
③母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）（単数回答）

母親の現在の就労状況についてみると、「フルタイムで就労」が未就学で 36.4%、小学生で 48.4%となっています。未就学・小学生いずれも「フルタイムで就労」が「パート・アルバイト等で就労」を上回っています。



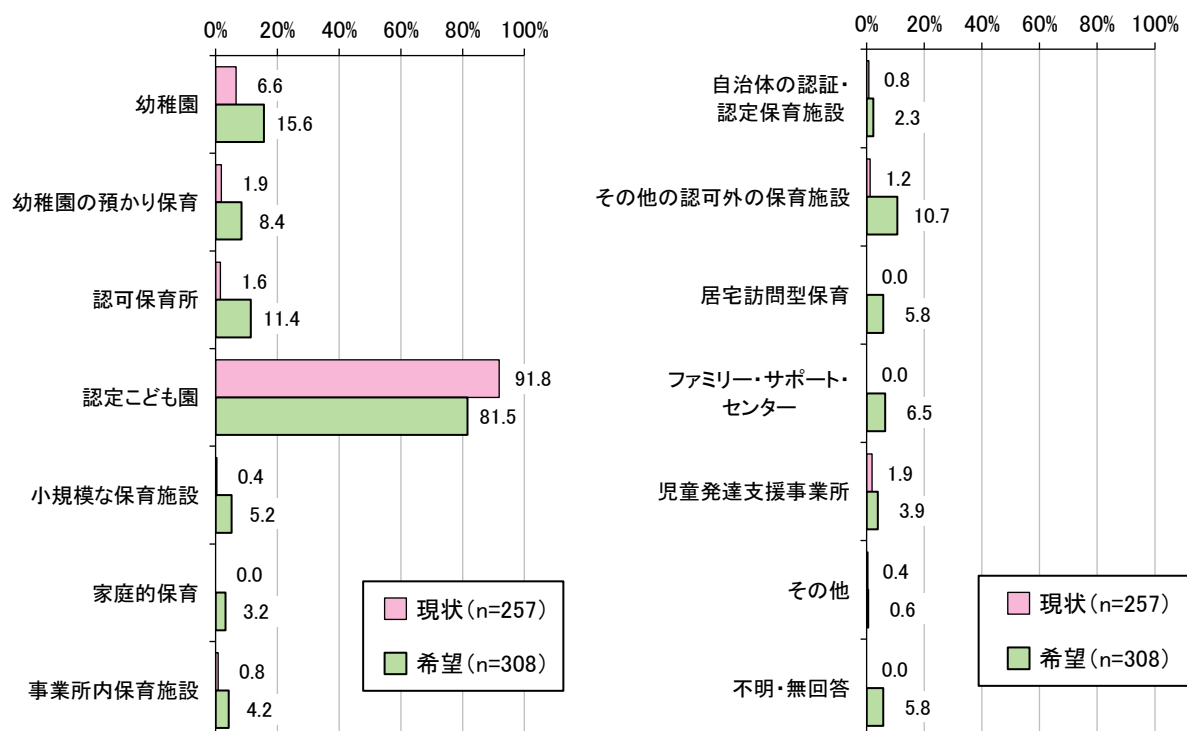
④父親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）（単数回答）

父親の現在の就労状況についてみると、「フルタイムで就労」が未就学で 90.9%、小学生で 81.1%となっています。



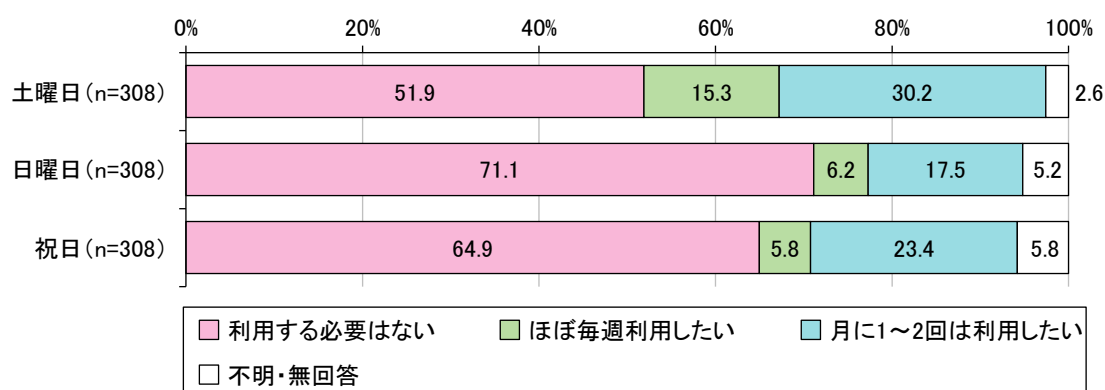
⑤【未就学】平日の教育・保育事業の利用状況（複数回答）＜平日に定期的に教育・保育事業を利用している方限定＞

平日に定期的に利用している教育・保育事業についてみると、「認定こども園」が91.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が6.6%となっています。希望についてみると、現状と同様に「認定こども園」が最も高くなっていますが、「幼稚園」「認可保育所」「その他の認可外の保育施設」が1割台となっています。



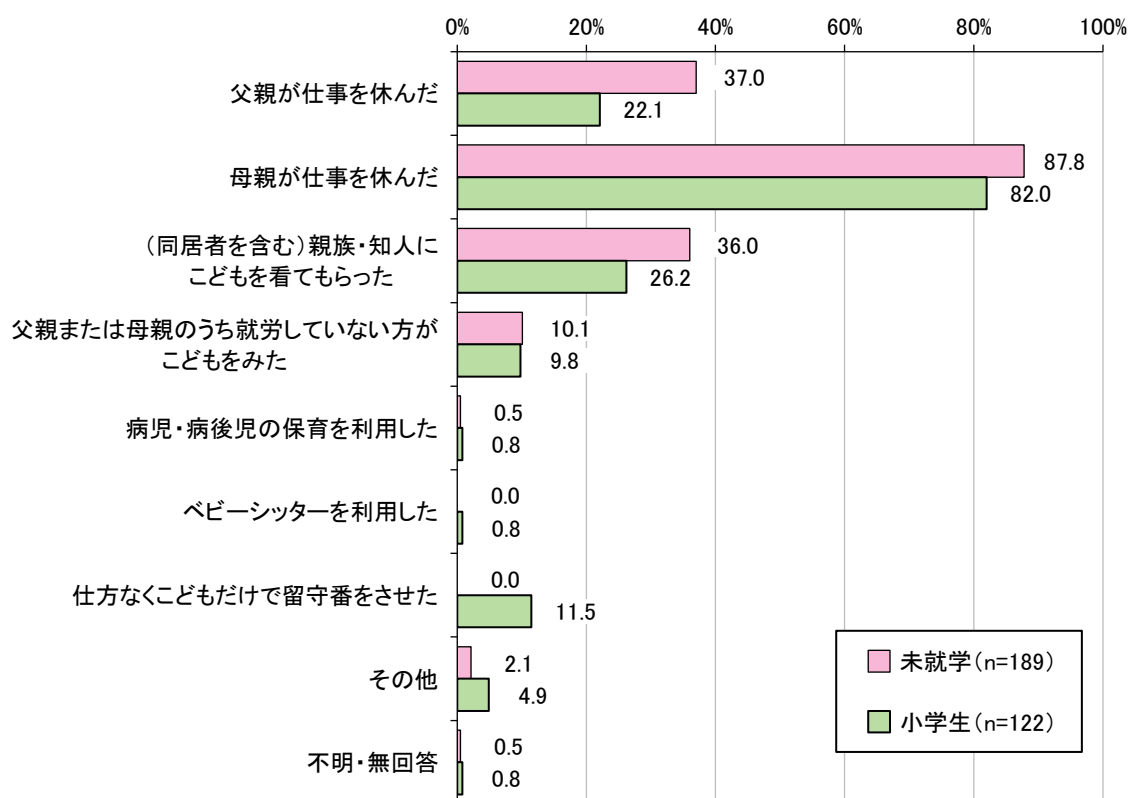
⑥【未就学】土曜日・日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望（単数回答）

土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日で4割台半ば、日曜日・祝日で2割台となっています。



⑦こどもが病気やケガの場合の対処方法（複数回答）＜平日に定期的に教育・保育事業を利用しており、直近１年間で病気やケガで利用できなかった日がある方限定＞

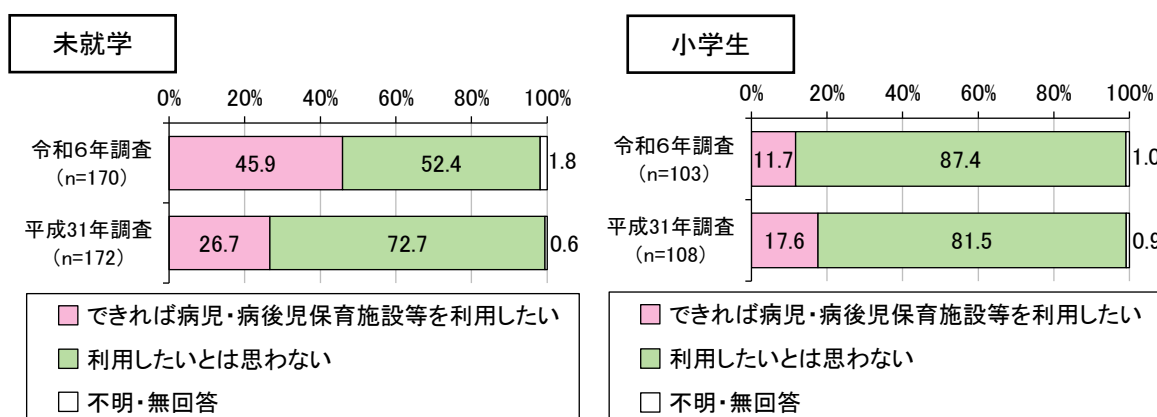
こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった、または、小学校に行けなかった場合に、この１年間にを行った対処方法についてみると、「母親が仕事を休んだ」が８割台（８７.８％・８２.０％）、「父親が仕事を休んだ」が２～３割台（３７.０％・２２.１％）となっています。



⑧病児・病後児のための保育施設等の利用意向（単数回答）＜平日に定期的に教育・保育事業を利用しており、病気やケガで利用できなかった際に保護者が仕事を休んだ方限定＞

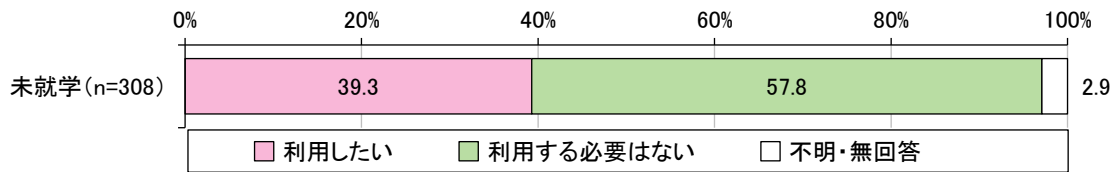
病児・病後児のための保育施設等の利用意向についてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が未就学で４５.９％、小学生で１１.７％となっています。

平成３１年調査と比較すると、未就学では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が約２０ポイント増加しています。



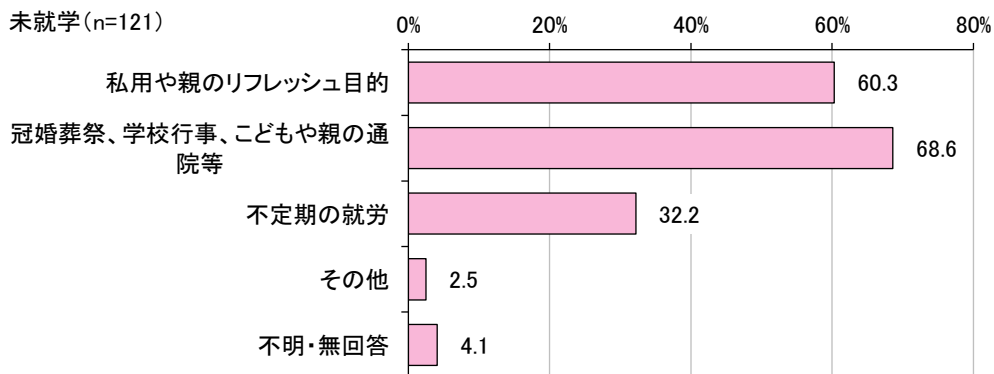
⑨【未就学】不定期の教育・保育事業の利用意向（単数回答）

不定期の教育・保育事業の利用意向についてみると、「利用したい」が39.3%となっています。



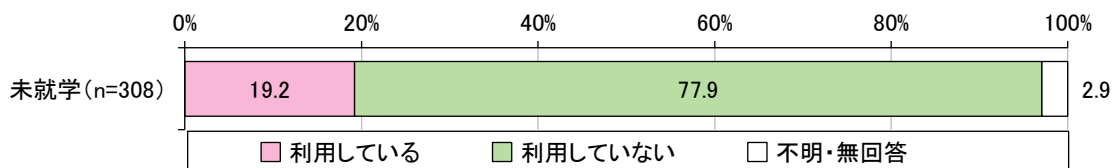
⑩【未就学】不定期の教育・保育事業の利用の目的（複数回答）＜不定期の教育・保育事業を利用したい方限定＞

不定期の教育・保育事業を利用したい目的についてみると、「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が68.6%と最も高く、次いで「私用や親のリフレッシュ目的」が60.3%となっています。



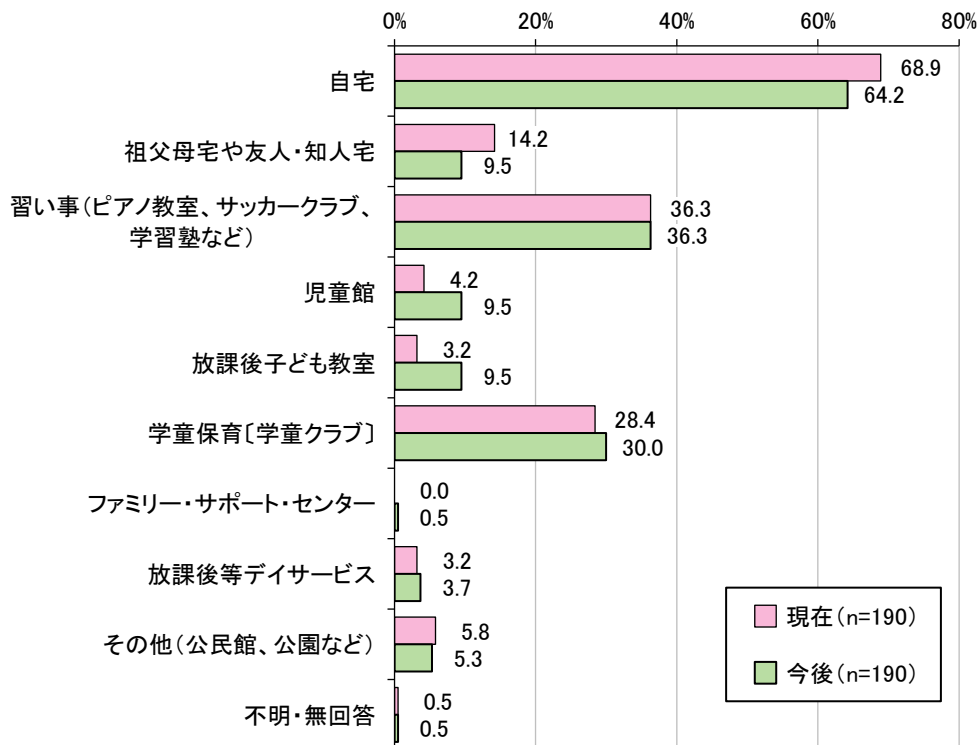
⑪【未就学】地域子育て支援センターの利用状況（単数回答）

地域子育て支援センターの利用の有無についてみると、「利用している」が19.2%となっています。



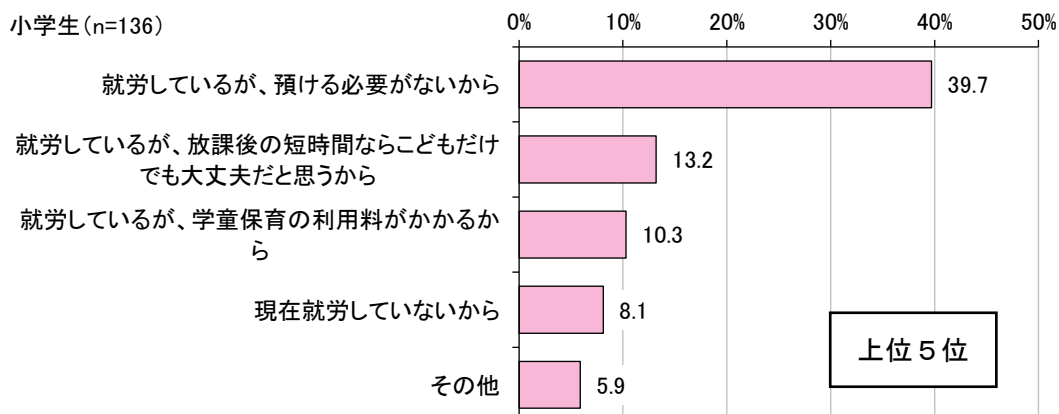
⑫【小学生】放課後の過ごし方（複数回答）

現在の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が68.9%と最も高く、次いで「習い事」が36.3%となっています。今後の意向については、現在の状況と概ね同様のニーズがうかがえます。また、「学童保育」の利用意向は30.0%となっています。



⑬【小学生】学童保育を利用していない理由（単数回答）＜学童保育を利用していない方限定＞

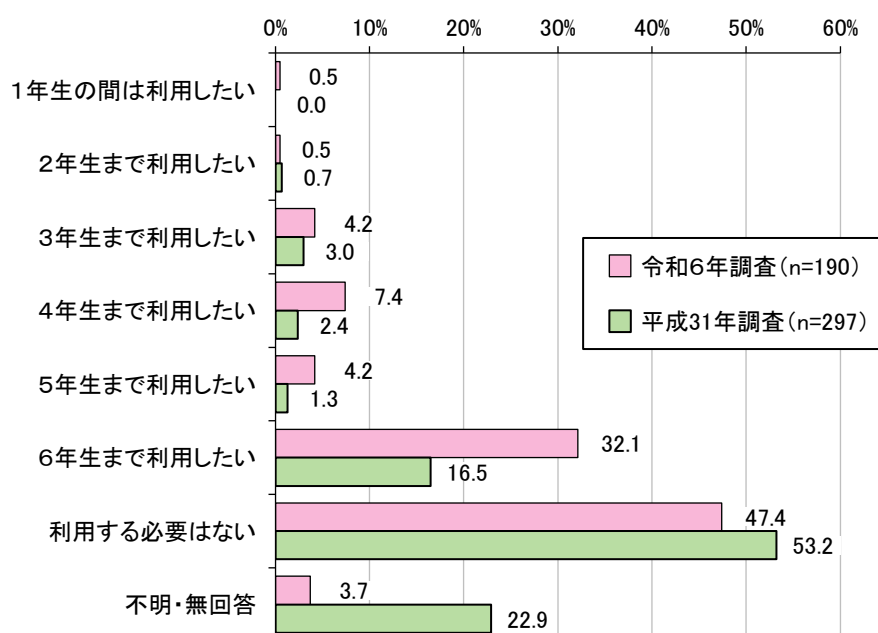
学童保育を利用していない理由についてみると、「就労しているが、預ける必要がないから」が39.7%と最も高くなっています。また、「就労しているが、放課後の短時間ならこどもだけでも大丈夫だと思うから」「就労しているが、学童保育の利用料がかかるから」が1割を超えています。



⑭【小学生】学童保育の利用意向（単数回答）

何年生まで学童保育を利用したいかについてみると、「利用する必要はない」が47.4%と最も高く、次いで「6年生まで利用したい」が32.1%となっています。

平成31年調査と比較すると、「6年生まで利用したい」が約15ポイント増加しています。

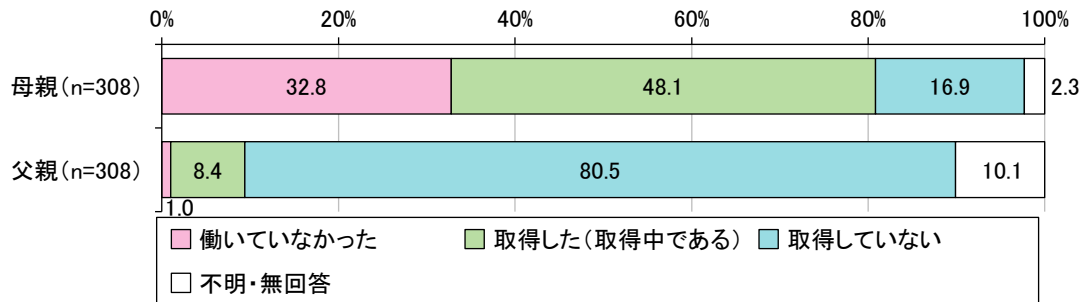


* 参考 学年別クロス

単位: %		1年生の間は利用したい	2年生まで利用したい	3年生まで利用したい	4年生まで利用したい	5年生まで利用したい	6年生まで利用したい	利用する必要はない	不明・無回答
全体 (n=190)		0.5	0.5	4.2	7.4	4.2	32.1	47.4	3.7
学年別	1年生 (n=32)	0.0	0.0	12.5	18.8	9.4	25.0	34.4	0.0
	2年生 (n=25)	0.0	4.0	8.0	8.0	12.0	28.0	36.0	4.0
	3年生 (n=21)	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	42.9	42.9	4.8
	4年生 (n=27)	3.7	0.0	3.7	3.7	7.4	37.0	40.7	3.7
	5年生 (n=50)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.0	56.0	6.0
	6年生 (n=27)	0.0	0.0	0.0	7.4	0.0	18.5	70.4	3.7

⑮【未就学】育児休業の取得状況（単数回答）

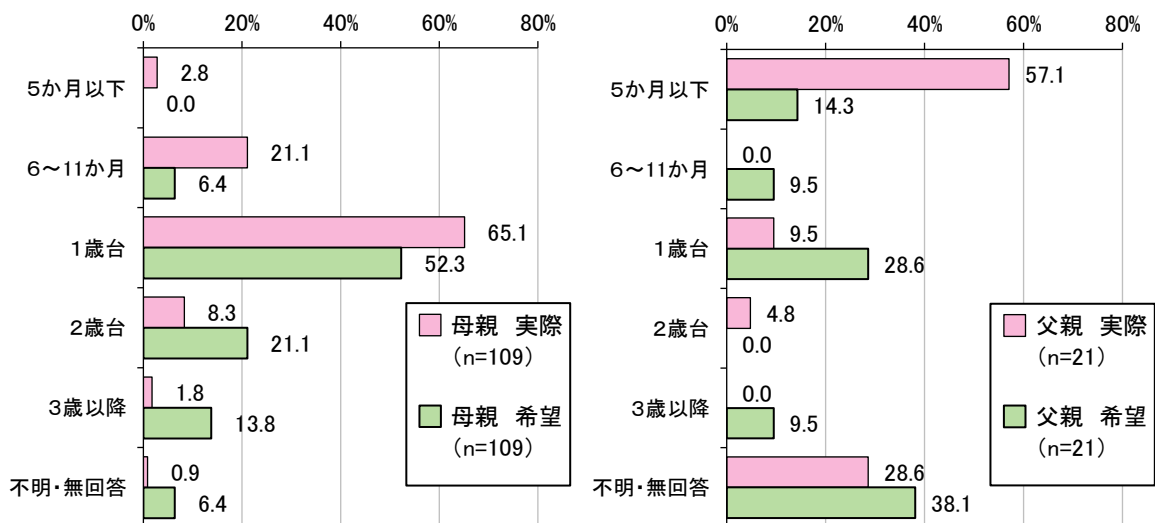
育児休業の取得状況についてみると、母親では「取得した（取得中である）」が48.1%、父親では8.4%となっています。



⑯【未就学】育児休業の取得期間（数字記入）＜育児休業取得後、職場に復帰した方限定＞

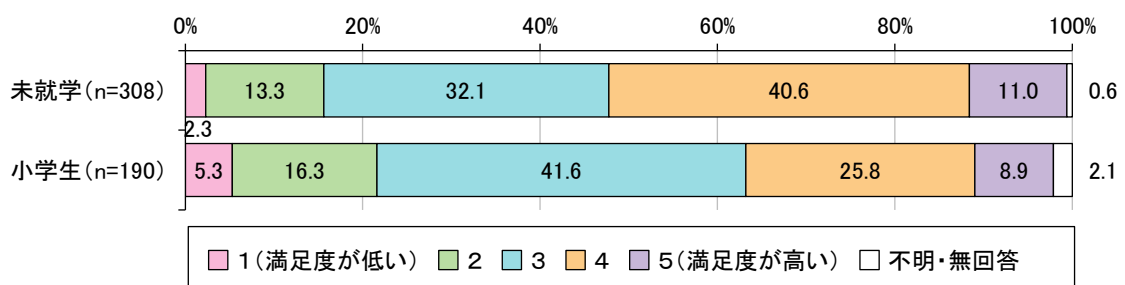
母親の育児休業の取得期間についてみると、「1歳台」が65.1%と最も高く、次いで「6～11か月」が21.1%となっています。希望の取得期間についてみると、「1歳台」が52.3%と最も高く、次いで「2歳台」が21.1%となっています。

父親の育児休業の取得期間についてみると、「5か月以下」が57.1%と最も高く、次いで「1歳台」が9.5%となっています。希望の取得期間についてみると、「1歳台」が28.6%と最も高く、次いで「5か月以下」が14.3%となっています。



⑰みなかみ町における子育ての環境や支援への満足度（単数回答）

みなかみ町における子育ての環境や支援への満足度について「1」を1点、「5」を5点として満足度の平均点を算出すると、未就学は3.5点、小学生は3.2点となっています。



3. 第2期計画における事業の取組と評価

基本事業Ⅰ こどもの健康増進

① こどもや母親の健康の確保

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	乳幼児健診事業	3歳以下の乳幼児とその保護者を対象に発育・発達状況の確認、疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消を図ります。	年に、乳児健診を12回、1歳6か月児健診及び3歳児健診を4～6回、2歳児歯科健診及び2歳6か月児歯科健診を5～6回実施しました。未受診者には電話による受診勧奨や家庭訪問での発育発達状況及び育児の状況確認を行いました。フォローが必要な乳幼児に対しては、町療育教室及びフォロー相談会や児童発達支援等を案内しています。令和6年度より理学療法士及び作業療法士にも健診に従事してもらうなど、事業の拡充を行いました。	受診率はいずれの健診も90～100%と高水準で推移しています。保健推進員による健診通知配布時の受診勧奨及び保健師による受診勧奨を継続し、一層の受診率向上を図っていきます。フォローが必要な乳幼児に対しては児童記録票を用いて継続的に経過観察を行い、切れ目のない支援を行っています。身体面に対し、理学療法士及び作業療法士による専門的なアセスメントを実施することで、より効果的なアプローチが可能となりました。
2	乳幼児等定期予防接種事業	感染症の蔓延並びに感染症による重度障害・死亡の予防のために各種予防接種を行います。	新生児訪問時に予防接種の必要性について説明を行いました。未接種の保護者には、乳幼児健診や就学時健診等の機会を活用し、個別通知による再勧奨を行いました。コロナワクチン接種についても臨時接種として取り組みました。	定期接種における乳児期の接種率は高水準です。麻疹風しん第1期の接種率は95%以上ですが、第2期は95%未満です。就学前後の年齢から接種率が低くなる傾向があります。そのため、更なる接種率の向上に取り組む必要があります。

②母子の心と体を守るための相談指導

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	母子健康手帳 交付事業	子育て世代包括支援センターにおいて妊娠届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の使用方法を含め、妊娠・出産に関する保健指導を実施します。	母子健康手帳交付は、電話と二次元コードによる予約制としました。出産・子育て応援金の伴走型相談支援も加わり、安心して出産が迎えられるように母親に寄り添った相談や指導を行い、必要に応じて支援プランを作成しました。	予約制にすることで、自分の都合の良い時間に予約の申し込みができるようになりました。伴走型相談支援により、子育てガイドに沿って、妊娠中から出産後の指導がより具体的にできるようになりました。
2	新生児訪問 事業	地区担当保健師が早期に家庭訪問を行います。また、里帰り先の市町村への訪問依頼及び他市町村からの依頼による訪問も実施します。	出生届から地区担当が対応し、訪問を行いました。訪問時にはエジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）をとり、母子の心と体に寄り添った支援を行いました。	EPDS をとることにより、早期にうつ状態の発見ができ、必要な支援に結びつけることができました。また、高得点の場合は早期に産婦健診を受診する病院と連携をとり対応することができました。
3	乳児・母乳 相談事業	乳児を対象に発育・発達状況の確認を行い、保護者の育児不安の軽減や解消、仲間づくり、母乳育児の推進を図るために相談を行います。	3・6・8か月児及び希望者を対象に乳児相談（はぐみ）を月1回実施しました。お母さん達がゆっくり相談できる環境を整えています。母乳相談は必要な産婦がタイムリーに利用できるように、訪問による母乳相談を行いました。	健診より参加率は低いですが、お母さんが小さな心配事もゆっくり相談でき、お母さん同士の交流の場になっています。母乳相談を訪問形式にすることで、出産直後等で外出が難しい産婦に対応することができました。

③発達の気になるこどもへの支援

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	発達相談会 事業	発達相談会は発達の気になる児童を持つ保護者を対象に心理士等の専門職による療育相談及び指導を行います。また、コンサルテーションによりこども園等の職員に対して支援方法の指導を行うとともに職員研修も実施します。	発達相談会では、発達の気になる児童を持つ保護者や児童本人を対象に専門職による養育相談及び指導を行いました。メール相談も受けられるよう相談フォームも作成し、周知しました。コンサルテーションではこども園の職員に対し、児童への支援方法について心理職・言語聴覚士・作業療法士・通級指導教室教諭が指導を行いました。職員研修についてはコロナ禍もあり実施を見送りました。	発達相談会は、相談内容に応じて、他機関との連携や、継続的な支援を行うことができました。コンサルテーションでは専門職を増員したことで多数の専門的目線からみた指導ができました。通級指導教室教諭がいることにより就学に向けての連携も図られています。職員研修については再開を検討します。
2	のびのび サークル事業	発育発達の気になる乳幼児とその保護者を対象とし、作業療法士・療育支援員、臨床心理士等の専門職により、遊びを中心とした集団活動の中での観察を行い、助言を行います。また、必要に応じ個別相談を行います。	専門職による遊びを中心とした集団活動及び作業療法士による身体の使い方の個別相談を行いました。未満児・就園児クラスに分かれ、年に各12回開催しました。	年齢により2クラスに分けたことで発達課題に合わせた内容で実施できました。活動の様子を見て保護者への助言や、通級指導教室教諭がいることにより就学に向けての連携も図られています。

④『食育』の推進

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	親と子の料理教室事業	幼児及び小学生の親子が料理を通し共通の食体験を持つことで、食事や健康に対する関心を高め学童期からの正しい生活習慣の確立を目指します。	年4～5回、小学生の親子を対象に開催しました。行事食や郷土料理等、毎回テーマを変え、親子で楽しく料理し、食に関して関心を高められるよう実施しました。	毎回定員以上の参加申し込みがあり、抽選で参加者を決定しており、より多くの希望者が参加できるように検討します。参加者アンケートでは、90%以上の参加者が「たいへん満足」と回答していました。
2	親と子の食体験講習会事業	食事や健康に対する関心を高め幼児期からの正しい食習慣の確立を目的として、こども園の年長児を対象に講話、調理実習、試食、保護者へのアンケートを実施します。	町内のこども園に実施内容等のアンケートをとり、各園の希望に添った内容を実施しました。対象者は園の希望もあり園児のみの実施としました。開催回数は年に各園1回です。	各園の希望に添った内容や時期で実施することができました。保護者アンケートでは約8割の園児が家庭で実施した内容について話しており、こどもを通じて保護者への食育推進にもつながっていると考えられます。

基本事業2 子育てするための環境の充実

①出産前後の精神的負担の軽減

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩み等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等専門的見地からの支援を実施します。	妊娠期から子育て期にわたり、保護者に寄り添った支援を行いました。特に妊娠中には「すくすく通信」を出したり予定日1か月前には電話連絡をしたり、安心して出産を迎えられるように支援を行いました。また、令和4年6月に設置された子ども家庭総合支援拠点と連携し、切れ目のない支援を行いました。	妊娠中に妊婦へのアプローチが増え、担当者との信頼関係ができています。そのため、出産後も気軽に相談できる関係がつけられています。
2	マタニティスクール事業	妊娠届出をした妊婦及びその夫に対し、妊娠・出産・育児に対する知識を普及させ、地域の仲間づくりを行います。	年3回開催（1回あたり半日×2日間）し、妊娠・出産・育児に関する情報提供や、沐浴の実習及び妊婦体操等を行いました。申し込みに二次元コードを取り入れました。	年々妊婦が減少していますが、1回あたり7組前後の参加者がいます。二次元コードによる申し込みで参加しやすくなったと考えられます。
3	ママヨガ教室事業	妊婦及び出産後12か月までの産婦に対し、ヨガを通じて妊娠・出産・母乳育児に対する不安の軽減やストレスの解消及び地域の仲間づくりを行います。	妊産婦及び出産後12か月までの産婦に対し、助産師によるヨガ指導及び相談を年12回、子育て支援センター「汽車ぼっぼ」で開催しました。	子育て支援センター「汽車ぼっぼ」で開催することにより、こどもを連れて気軽に参加できるとの意見がありました。また、スタッフがこどもを保育することで、安心して教室に参加し、妊娠・出産・母乳育児に対する不安の軽減及びリフレッシュに役立つことができました。

	事業	事業概要	取組状況	評価
4	産後ケア事業	出産後の母親の精神的・肉体的不安を軽減するため、母子に対する心身のケアや育児サポートを実施します。	医療機関等に委託して実施しています。産後ケアを行い、母親の育児手技の獲得や育児不安の軽減に取り組みました。また、産後ケア費用の助成を行い、利用者の経済的負担の軽減も行いました。医療機関との連携を図ることで、産後トラブルの早期発見及び相談を行いました。	妊娠中に産後ケアについて案内をしたことにより、早期に母親の心身のケアにつながりました。また、産後ケア費用を助成し、経済的負担も軽減しました。利用者が少ないため、今後も産後ケア利用促進のため、周知の時期を見直す必要があります。
5	乳児家庭全戸訪問（おめでとう訪問）事業	生後2か月児の家庭を保健推進員が訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	生後2か月児の家庭を保健推進員が訪問して絵本を配布するほか、乳児相談（はぐみ）の案内等を行い、子育て支援に関する情報提供等を行いました。	保健推進員が育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供を行いました。支援が必要な家庭に対しては、保健師まで連絡をいただき、適切なサービスの提供につなげました。
6	ベビーマッサージ事業	生後2か月から1歳までの乳児を対象にオイルマッサージを行い、お母さんとお子さんがリラックスした時間を過ごせるよう援助します。	助産師による親子のスキンシップやリラクゼーションを目的としたマッサージを年12回実施しました。隔月ごとにミニ講話を行い、子育てに関する情報提供を行いました。	自由参加のため、月ごとに参加人数は異なりますが、平均して6～7組が参加しています。マッサージだけではなく、子育てのアドバイスや、親子同士の交流の場としても活用されています。

②親子の居場所づくり

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	母子会活動支援事業	みなかみ町母子会（事務局：みなかみ町社会福祉協議会）の活動に対して補助金を交付し、支援します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により活動の自粛を行ってから、すべての会員を退会としたため、計画期間に活動を実施できませんでした。	会員がいないため、活動することが困難な状況です。
2	子育て支援センター管理運営事業	にいほりこども園の子育て支援事業として、子育て支援センターを運営します。町の子育て支援の拠点として地域支援活動を実施します。	町内各センターでは、子育てに関する不安や疑問についての相談及び情報提供、工夫を凝らした遊び・イベントの毎月の実施など、親子、親同士、こども同士のコミュニケーションづくりをサポートしています。町では各支援センターを通して地域全体で子育てを見守る環境づくりを目指しています。	急激な少子化の進行に伴い、子育て支援センターを利用する親子が減少傾向にあります。また低年齢層から共働き家庭が増加していることも利用者の減少に拍車をかける要因となっています。利用促進のためには、他の子育て支援事業との一体的な実施や連携等、効果的な実施方法を検討する必要があります。
3	子育て支援団体活動奨励事業	子育て支援団体の活動に対して活動費を補助することで、活動を奨励します。		

③保育・教育環境の充実

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	にいほるこども園管理運営事業	新治地区を中心にこどもの受入を行い、地域に根ざした幼児教育・保育、及び園の施設管理、運営を行います。	園でのおむつの自園処分を開始し、保護者の負担軽減を図るなど充実した保育サービスを実施しました。また、保育支援システムの導入により保育業務の効率化を推進し、こどもたち一人ひとりに向き合う時間を増やすよう、管理運営を行いました。	求められる事務やサービスが多様化していく中で、保育サービスの精査、効率性などを考慮していく必要があります。保育業務の効率化を図ることにより、こどもたち一人ひとりに向き合う時間を確保し、安心安全に保育業務に取り組めるよう、管理運営を行う必要があります。
2	私立保育所延長保育促進事業	町内の私立認定こども園での延長保育を促進していく上での体制整備に対し事業費の一部を補助します。	つきよのこども園で 30 分の延長保育（18：30～19：00）を実施し、その事業費の一部について、補助を行いました。補助金については、国の子ども・子育て支援交付金を活用し、30 万円を上限として補助を行いました。	令和 5 年度までは上限額が 30 万円となっており、延長保育に対応した保育士の人件費コストは当該補助金では賅いきれていませんでしたが、令和 6 年度から 60 万円に増額されました。今後も延長保育を必要とする児童が見込まれるため、継続して事業を実施する必要があります。
3	私立保育所保育充実促進費補助事業	町内の私立認定こども園が保育内容向上のために支出した経費について補助金を交付します。	つきよのこども園及び水上わかくりこども園について、低年齢児保育（1 歳児 5 人につき 1 人以上の保育士置く）を実施した経費について補助を行いました。補助金については、県の保育充実促進費補助金を活用し、1 歳児クラスの人数に応じて補助を行いました。	低年齢児保育を実施する私立園への補助を行うことで、保育内容の充実に寄与することができると、継続して事業を実施する必要があります。また、補助金のメニューとして低年齢児保育の他に食物アレルギー対策もありますが、委員会の設置が必要であり、園にはハードルが高く活用されていません。
4	民間保育園障害児保育事業	町内の私立認定こども園において、障害児の保育を行う場合について、町がその障害の程度により補助金を交付し、障害児保育を支援します。	つきよのこども園及び水上わかくりこども園について、障害児の保育を実施した経費について、その障害の程度により補助を行いました。	重度障害児への加配職員の人件費等の補助の他、加配までの必要がない中度・軽度の障害児に対する保育を行う場合は、指導計画と支援計画をつくることを補助金支給要件とし、すべての園で障害児保育の充実が図れるように補助を行いました。今後も障害児保育を必要とする児童が見込まれるため、継続して事業を実施する必要があります。

	事業	事業概要	取組状況	評価
5	子育て支援 拡充事業	私立認定こども園の運営の安定化を図るとともに教育振興費補助、保育促進事業に対して町単独の補助を行い、子育て支援の拡充を図ります。	つきよのこども園及び水上わかくりこども園について、子育て支援の拡充と幼児教育の振興を図るため、町単独の補助を行いました。	補助内容については随時見直しを行っており、令和5年度からは教育振興促進事業・保育事業拡充推進事業に加えて「第3子以降及び低所得者給食費無償化事業」を補助メニューに追加しました。私立認定こども園の運営の安定化を図るとともに、子育て支援の拡充を図るため、補助内容等について検討を行いながら継続して事業を実施していく必要があります。
6	誕生祝品支給 事業	町内で生まれた新生児に対し、心身ともに健やかに育つように木のぬくもりを感じる誕生祝いとして木のおもちゃとウッドスタートの冊子を支給します。	みなかみユネスコエコパーク登録を機に、みなかみ町の木を使い、町内で作製された木のおもちゃを支給しました。	幼少期から木を通じて自然と触れ合うことで感性豊かな心の発達に寄与するとともに、水源の町として、森と人のつながりを考え、森の大切さを理解するきっかけを創出することができました。

④短期的・一時的な支援

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	一時預かり 事業	保育所に入所していない小学校就学前の児童を保護者の一時的な都合で預かる「一般型」、1号認定児を対象に一時的に預かる「幼稚園型」の2つの事業があります。	認定こども園3園について「一般型」「幼稚園型」の一時預かり事業を実施しました。公立のにはあるこども園については、国の子ども・子育て支援交付金を活用し事業を実施しました。私立園においては、交付金の基準を満たした事業として実施していないため、当該交付金は活用しませんでした。	今後も一時預かりが必要な児童が見込まれるため、継続して事業を実施する必要があります。また、令和8年度から本格実施が予定されている「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）との調整を図りながら事業を進めていく必要があります。
2	ファミリー・ サポート・セ ンター事業	こどもの保育施設までの送迎や、一時的な預かりなどの援助を、事前に登録された会員の相互援助により、有償で依頼できる事業で、ファミリー・サポート・センターが援助の仲介役となります。	地域において「子育てのサポートを受けたい人（おねがい会員）」と「子育てのサポートをしたい人（まかせて会員）」の双方が会員になり、子育ての相互援助を行うことにより、安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指す活動を行っています。	「まかせて会員」の登録者数が極めて少なく、人材不足となっています。その上、「まかせて会員」の大半は就労しているため、仕事と援助活動を両立させるのは非常に困難であり、「おねがい会員」からの依頼があっても、マッチングできないことが多くなっています。実際に援助できる「まかせて会員」を増やす必要があります。

	事業	事業概要	取組状況	評価
3	病後児保育事業	生後1歳から小学校3年生までの病気回復期の児童で、保護者が就労等、やむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合に一時的に預かり保育を行います。	にいほるこども園において、病後児保育の受け入れ環境の整備を行っています。平成23年度事業開始後、利用件数は平成25年度1人、平成26年度1人、平成27年以降は利用者がいない状況です。	事業の実施について、広域圏等との提携や廃止も視野に入れ、検討する必要があります。
4	認可外保育所運営費補助事業	こども園が休みとなる休日保育を実施している認可外保育施設と、こども園への通園が困難な藤原地区で実施している認可外保育施設の運営の安定を図るため補助金を交付します。	「きどあいらく」及び「森のようちえん でこでこでん」について、運営の安定を図るため、運営費の一部について補助を行いました。	土日祝日の就労者及び藤原地区の就労者が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう今後も継続していく必要があります。

⑤要支援家庭への対応と虐待防止

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会で児童虐待、要支援家庭、特定妊婦について各ケースを把握し、学校・保健師・警察・児童相談所等の関係者と連携して支援しています。	年1回の代表者会議のほか、実務担当者会議を月1回開催し、関係団体等との連携、情報共有を通じて支援を行いました。	関係団体等と連携して情報共有を図りながら、継続的な支援を行いました。
2	子ども家庭総合支援拠点事業	平成28年度の児童福祉法改正により令和4年までに「拠点」の設置が義務付けられました。また、令和2年度からは、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、親のこどもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所等の体制強化などが盛り込まれ、児童虐待等の早期発見と早急な対応等が求められています。	令和4年4月にこども家庭相談係が新設され、令和4年6月には係内に子ども家庭総合支援拠点（要保護児童対策地域協議会）が設置されました。係内にあった子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠期から18歳までのこどもと家庭及び妊産婦等を対象とし、切れ目のない支援を行っています。	子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目のない支援を提供し、かつ子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整を図り、より効果的な支援につなげることができるようになりました。

基本事業3 子育てのための経済的な支援

①出産にかかる経済的負担の軽減

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	出産祝金支給事業	町では、全国一律に支給されている出産育児一時金に加え、独自に出産後の育児準備に係る経済的負担の軽減を目的に祝金を支給しています。	令和4年度までは第1子・第2子：5万円、第3子以降：13万円と電子地域通貨2万円分を支給しました。令和5年度より出産・誕生日祝金事業の「出産祝金」として、第1子・第2子：2万円、第3子以降10万円を支給し、「誕生日祝金」として、1歳及び2歳を迎えた児童のいる家庭にその子の健診に併せて3万円分の地域通貨を支給しました。	出産時の経済的負担の軽減を図ることができました。
2	妊婦健康診査等助成事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や指導を行います。また、出産に係る経済的な負担の軽減を図ることで、こどもを安心して出産するための支援を行います。	妊娠届出をした妊婦に対し、妊婦健診受診票14回分、妊婦歯科健診受診票1回分、産婦健診受診票2回分を交付し、費用の助成を行いました。また低所得妊婦の初回産科受診料支援事業も開始しました。	妊婦健診費用の助成をすることにより、経済的負担を軽減し、安心した妊娠期を過ごすことに結びついています。受診結果を把握し、必要時保健指導を行いました。今後も継続します。
3	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成金として交付します。	みなかみ町不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、不妊治療に要する医療費の一部を助成金として交付しました。令和4年度より、助成回数の制限を廃止しました。	不妊治療には多額の費用がかかる場合があるため、助成により経済的負担の軽減を図りました。

②就園・就学時の経済的負担の軽減

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	入学支援金支給事業	小・中学校入学時に係る費用の負担軽減を図ることを目的に、対象者からの申請により、みなかみ町商工会が発行する商品券を入学支援金として支給します。	小学校入学時に2万円、中学校入学時に4万円を、町内で使用できる電子地域通貨(カード)により支給しました。	小学校の入学準備や中学校入学で制服購入に使用するなど、経済的負担の軽減に役立っています。
2	保育関係施設実費徴収に係る補足給付事業	子育て世帯の経済的負担の軽減やこどもの健全育成のため、こども園等の児童の保護者(生活保護世帯)が支払う実費徴収費用を援助します。	平成31年4月まで生活保護世帯1世帯に対し、給食費や教材費等の補足給付を行っていましたが、それ以降は給付実績がありませんでした。	生活保護世帯に対する支援事業で、こどもたちが等しく学ぶことができるよう今後も事業を継続していく必要があります。

	事業	事業概要	取組状況	評価
3	体育着購入支援事業	子育て家庭の経済的負担の軽減の一環として町内中学生にウインドブレーカーの無償配布を行います。	中学入学時に町内統一デザインのウインドブレーカーを無償配布しています。	平成 30 年度から継続実施されています。町内中学校共通の統一デザインとして支給されており、引き続き事業を継続します。

③結婚・定住のための経済的負担の軽減

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	子育て家庭住宅整備補助金交付事業	子育て世代の定住を促進するため、町内に住宅を新築・増改築・取得する子育て家庭及び新婚家庭に対し、対象工事費の 10% (上限 100 万円) を補助金として交付します。	過去 5 年の申請件数は、令和元年度は 34 件、令和 2 年度は 13 件、令和 3 年度は 33 件、令和 4 年度は 29 件、令和 5 年度は 30 件と推移しており、平均 30 件程度となっています。令和 6 年 12 月時点では 20 件の申請状況であり、広報誌、町ホームページ等で周知を行いました。	補助金額が上限 100 万円となっており、子育て世代の新築等に係る経費の負担軽減になっています。近年では都内、前橋市、高崎市のほか利根沼田管内からの移住もみられます。
2	結婚新生活支援事業	新たに結婚した世帯を対象に住居費及び引越費用の一部を補助し、子育て世代の支援及び低所得者の結婚に伴う新生活の支援を行います。	令和 2 年度は町単独事業として実施しましたが、令和 3 年度からは国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施し、年間数件の補助を行いました。	少子化対策のためには結婚に対する支援は必要と考えられるため、継続して事業を実施していく必要があります。

④育児にかかる経済的負担の軽減

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	児童手当支給事業	中学卒業までの児童を養育している方を対象に、年齢等に応じて定められた金額を支給することで家庭における生活の安定や次世代を担う児童の健全育成及び資質の向上を目指します。	令和 6 年 9 月分までは 3 歳未満は 1 万 5 千円、3 歳以降は 1 万円（ただし、第 3 子以降の 3 歳以降小学校修了前までは 1 万 5 千円）、所得制限超過者は 5 千円を支給しました。令和 6 年 10 月分以降は、制度改正により所得制限が撤廃され、支給対象児童の年齢が高校生年代まで拡充されました。3 歳未満は 1 万 5 千円、3 歳以降は 1 万円（ただし、第 3 子以降は 3 万円）を支給しました。	義務事業のため今後も継続していきます。
2	児童扶養手当支給事業	父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡した児童等を「監護している母」、「監護し、かつ生計を同じくする父」、「父母に代わって養育している者」を対象に支給します。	受給者は約 70 人～90 人で、年間約 10 人程度の新規申請があります。所得に応じた支給額が 2 か月分ずつ年間 6 回、奇数月に支払われています。	離婚届または（未婚等による）出生届提出の際に、制度説明等を行うなど他部署との連携を図りつつ、町広報紙や町ホームページでの周知を行い、対象となる方に支援が届くよう今後も継続していく必要があります。

⑤こどもの貧困対策

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	貧困対策にかか る支援の推進	平成26年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年に改正・改称）」が施行され、令和元年6月には、この法律の一部を改正する法律が成立しました。これにより、市町村においてもこどもの貧困解消対策計画の策定が努力義務となりました。	生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、関係各課及び機関と連携し、こども家庭センターの設置や「子育て世帯訪問支援事業」等を実施することにより支援体制の整備に努めました。	利用者数と認知度が低いため、今後、事業内容の充実と町民及び対象者への事業の周知が必要となります。

基本事業4 青少年の健全育成支援

①児童の安心安全な居場所づくり

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	水上児童館 管理運営事業	児童に健全な遊び場を与え、健康増進及び情操を豊かにするため児童福祉法に基づき児童館を設置します。	第2期計画当初は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、休館や利用制限を設けた時期もありましたが、令和5年5月より通常の運用になりました。	現在の児童館は「学童クラブ」と同じ機能をしているため、用途変更等を検討する必要があります。
2	放課後児童 健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生が、放課後を安心安全に過ごせる場として町内3か所に学童クラブが設置されています。公設の新治学童クラブ、月夜野わんぱくクラブは指定管理により運営管理が行われ、わかくりキッズクラブは民間により運営されています。	第2期計画の当初は、新型コロナウイルス感染拡大の中で小学校は臨時休校の要請が発表され、同時にその感染リスクの危機の中で学童クラブにおいては終日の開所が求められました。各学童クラブでは通所自粛要請等を実施しつつも、3密を避けながら開所しました。また、月夜野地区の待機児童問題を解決するため、旧月夜野幼稚園の一部を改修し、令和3年4月に月夜野第2学童クラブが設置されました。	共働き家庭の増加や核家族化の進行から需要が高まっています。利用者児童の増加に伴い支援が必要な児童も増加傾向にあるため、安全面に配慮して円滑な運営が行えるよう余裕をもって支援員を確保する必要があります。
3	放課後子ども 教室事業	放課後子ども教室とは、放課後や休日に学校の空き教室等を活用して、こどもたちに安心安全な居場所の提供と、地域住民の経験や技術等を活かした様々な体験の機会を提供することを目的として住民主体で運営される取組です。	新型コロナウイルスの影響で令和2年度はほとんどの活動ができなかったが、令和3年度から令和4年度にかけて感染対策を行いながら順次再開し、令和5年度からはすべての子ども教室で通常の活動を行うことができました。	各子ども教室の指導者が活動内容と安全対策を十分協議した上で、子ども教室を計画的に開催できました。こどもたちに対して、放課後や休日の居場所と地域の人の触れ合い、新たな体験活動を提供することができました。

②地域で子どもを守り育てる取組

	事業	事業概要	取組状況	評価
1	青少年育成推進連絡協議会活動支援事業	行政区長からの推薦を受け、群馬県知事の委嘱による青少年育成推進員による「みなかみ町青少年健全育成推進連絡協議会」を中心に、町の青少年健全育成に努めています。	令和2年には社会環境モニターとして町内コンビニの調査など青少年を取り巻く環境調査などを実施しましたが、その後コロナ禍により予定していた事業はほぼ中止となりました。令和6年度は学校のあいさつ運動に参加する形でようやく活動を再開することができました。民法の改正により、成年年齢が20才から18才に引き下げられ、それまで成人式として町がお祝いとして開催してきた事業を、実行委員会形式による二十歳の集いに改め、該当者が自ら成年としての自覚を促す機会としました。	コロナ禍での活動自粛は全国的な流れでやむを得ないものと考えます。5類への移行に伴い、徐々に人が集まって活動することへの抵抗が減り、令和6年度は学校のあいさつ運動に参加する形で活動を再開できたことは今後の展開の明るい兆しとなっています。また、計画期間中に成人式から二十歳の集いへと事業が変更になりましたが、コロナ禍であっても人生の節目をお祝いできる方法を考えて継続し、該当年齢の実行委員により開催できるようになりました。
2	子ども会育成団体連絡協議会活動支援事業	地域子ども会及び指導者並びに関係者との連絡調整や町内の子ども会員を対象とした行事などを行います。また、上部団体（県・郡）等との連絡調整を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度はカルタ大会を始め多くの行事が中止となりましたが、夏のラフティング教室など野外開催の行事については、令和3年度に再開することができました。また、令和5年は川の事故により中止となりましたが、代替行事としてマスのつかみ取り体験に変更し、活動維持に努めました。	令和3年度にラフティングを再開することができました。また、川の事故の関係でラフティングができなくなったこともありましたが、速やかに代替行事を提案し、円滑に実施することができました。室内開催の上毛カルタ大会については、参加者同士が近接して競技するため実施できませんでしたが、仕方のないことと捉えています。

4. 第2期計画期間の実績値

(1) 第2次みなかみ町総合計画に基づく目標値

【自分のこどもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合】では令和3年度・令和4年度・令和6年度、【出生数】及び【合計特殊出生率】では令和4年度が目標を達成しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
自分のこどもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合(%)	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0
実績	85.9	95.3	94.4	93.4	94.0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
出生数(人)	80	77	74	71	68
実績	64	58	78	50	57

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
合計特殊出生率	1.39	1.41	1.43	1.45	1.47
実績	1.11	1.06	1.43	0.94	1.00

* 目標を達成している実績に塗りつぶし

(2) 基本事業の達成指標

① こどもの健康増進

【健康診査受診率 1歳6か月児】では、すべての年度で目標を達成しています。一方、【健康診査受診率 3歳児】では、令和2年度と令和4年度のみ達成しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
健康診査受診率 1歳6か月児(%)	94.5	95.0	95.5	96.0	96.5
実績	97.6	100.0	100.0	100.0	98.0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
健康診査受診率 3歳児(%)	96.5	97.0	97.5	98.0	98.5
実績	96.6	95.9	97.9	96.4	97.0

* 目標を達成している実績に塗りつぶし

②子育てするための環境の充実

すべての年度で目標を達成しています。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
ゆったりと過ごせる時間 のある保護者の割合 (%)	75.6	75.8	76.0	76.2	76.4
実績	78.9	78.5	79.4	-	-

* 目標を達成している実績に塗りつぶし

【参考】 * 第 2 次みなかみ町総合計画（後期基本計画）（令和 5 年度～）より指標が変更

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
こども園の一時預かり保 育数（人）	-	-	-	24	28
実績	-	-	-	8	10

③子育てのための経済的な支援

令和 2 年度と令和 3 年度は目標を達成しています。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
出産や子育てをする上 で、経済的な負担に不安 を抱いている町民の割合 (出産・育児に不安を感じ ている人のうち) (%)	76.6	76.4	76.2	76.0	75.8
実績	71.6	68.1	88.4	-	-

* 目標を達成している実績に塗りつぶし

【参考】 * 第 2 次みなかみ町総合計画（後期基本計画）（令和 5 年度～）より指標が変更

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
町決算額における民生費 中の児童福祉費の割合 (%)	-	-	-	35.5	36.0
実績	-	-	-	29.3	30.0

④青少年の健全育成支援

すべての年度で目標を達成しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
青少年の育成活動を行っている町民の割合(%)	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0
実績	36.5	32.6	35.6	-	-

* 目標を達成している実績に塗りつぶし

【参考】* 第2次みなかみ町総合計画（後期基本計画）（令和5年度～）より指標が変更

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
発達状況が確認できた保護者の割合(%)	-	-	-	99.9	99.9
実績	-	-	-	99.0	99.5

(3) 教育・保育施設の見込量と実績

① 1号認定

少子化と共働き世帯の増加により、1号認定は減少しており、今後も続くものと考えられます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(実人数)	115	108	100	92	85
確保方策(実人数)	155	155	155	110	110
特定教育・保育施設	155	155	155	110	110
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
実績(実人数)	98	73	68	51	41
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 17	▲ 35	▲ 32	▲ 41	▲ 44

② 2号認定

少子化の影響はあるものの、共働き世帯の増加や認定時間の緩和等に伴い、増加傾向となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(実人数)	185	188	191	193	196
確保方策(実人数)	180	180	180	220	220
特定教育・保育施設	180	180	180	210	210
認可外保育施設	0	0	0	10	10
実績(実人数)	180	204	218	211	203
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 5	16	27	18	7

③ 3号認定

(0歳児)

少子化の影響はあるものの、共働き世帯の増加により全体としてほぼ横ばいとなっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(実人数)	31	33	36	38	41
確保方策(実人数)	37	37	37	37	37
特定教育・保育施設	37	37	37	37	37
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績(実人数)	36	33	38	36	34
見込量との乖離 (実績-見込量)	5	0	2	▲ 2	▲ 7

(1・2歳児)

少子化の影響で減少傾向となっていますが、低年齢からの利用ニーズの高さがうかがえます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(実人数)	100	99	98	97	96
確保方策(実人数)	108	108	108	113	113
特定教育・保育施設	103	103	103	108	108
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	5	5	5	5	5
実績(実人数)	115	117	100	96	112
見込量との乖離 (実績-見込量)	15	18	2	▲ 1	16

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と実績

①利用者支援事業

「汽車ぽっぽ」「ぽかぽか」「さくらんぼルーム」の3か所の子育て支援センターのほか、「子育て世代包括支援センター」を合わせて4か所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(か所)	4	4	4	4	4
確保方策(か所)	4	4	4	4	4
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	1	1	1	1	1
実績(か所)	4	4	4	4	4
見込量との乖離 (実績-見込量)	0	0	0	0	0

②地域子育て支援拠点事業

コロナ禍における人数制限やイベントの中止がありました。また、令和３年度より「にこにこくらぶ」が休止となっています。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
見込量（月あたり延べ回数）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保方策（か所）	5	5	5	4	4
実績（月あたり延べ回数）	479	380	391	332	350
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 521	▲ 620	▲ 609	▲ 668	▲ 650

③妊婦健康診査事業

令和３年度に大きく増加しましたが、その後減少に転じています。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
見込量（年間延べ回数）	962	945	929	914	898
実績（年間延べ回数）	751	948	854	694	682
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 211	3	▲ 75	▲ 220	▲ 216

④乳児家庭全戸訪問事業

コロナ禍において、訪問を行えない時期がありました。

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (見込み)
見込量（実人数）	78	74	71	69	67
実績（実人数）	43	60	76	59	57
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 35	▲ 14	5	▲ 10	▲ 10

⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

国庫基準対象の事業は行っておらず、必要に応じ、町の保健師による直接の訪問により、同等の指導・助言等を行っています。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

実施施設が限られることもあり、広域的に確保することに対応しました。

⑦一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定の減少に伴い、事業の利用者も減少しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量（年間延べ人数）1号	1,284	1,272	1,262	875	867
見込量（年間延べ人数）2号	642	636	631	0	0
確保方策（年間延べ人数）	1,926	1,908	1,893	875	867
実績（年間延べ人数）	1,025	397	394	571	249
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 901	▲ 1,511	▲ 1,499	▲ 304	▲ 618

⑧一時預かり事業(幼稚園型を除く)・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

未就園児が減少していることから、事業の利用者も減少しています。また、一時預かり事業の利用人数が令和3年度に大幅に減少したのは、新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量(年間延べ人数)	70	70	70	70	70
確保方策（年間延べ人数） 一時預かり事業	50	50	50	50	50
確保方策（年間延べ人数） ファミリー・サポート・センター	20	20	20	20	20
実績（年間延べ人数） 一時預かり事業	45	5	35	22	48
実績（年間延べ人数） ファミリー・サポート・センター	1	2	0	3	0
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 24	▲ 63	▲ 35	▲ 45	▲ 22

⑨病児保育事業（病児・病後児）

広域圏での病児保育事業への参画が進んでいません。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量（年間延べ人数）	130	130	130	130	130
確保方策（年間延べ人数）	130	130	130	130	130
実績（年間延べ人数）	0	0	0	0	0
見込量との乖離 (実績-見込量)	▲ 130	▲ 130	▲ 130	▲ 130	▲ 130

⑩延長保育事業

概ね同水準で推移しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量（実人数）	30	28	26	24	21
確保方策（実人数）	30	30	30	30	30
実績（実人数）	20	16	21	15	8
見込量との乖離 （実績-見込量）	▲ 10	▲ 12	▲ 5	▲ 9	▲ 13

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

登録児童数が毎年度増加しており、共働き世帯の増加に伴うニーズの高まりがうかがえます。特に高学年の登録児童数が増加しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込量（登録児童数）	127	124	132	131	138
1年生	41	41	42	42	42
2年生	37	43	41	48	46
3年生	21	20	19	18	18
4年生	15	7	14	6	13
5年生	11	12	14	15	17
6年生	2	1	2	2	2
確保方策（登録児童数）	140	140	140	185	185
うち放課後子ども教室 と一体的に実施	40	40	40	40	40
うち放課後子ども教室 と連携して実施	0	0	0	0	0
実績（登録児童数）	131	139	143	159	179
1年生	51	37	45	43	51
2年生	27	52	29	43	38
3年生	35	16	34	32	34
4年生	9	25	13	27	30
5年生	4	6	15	6	22
6年生	5	3	7	8	4
見込量との乖離 （実績-見込量）	4	15	11	28	41

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子・親が安心でき 安全でゆとりを感じるまちに

みなかみ町ではこれまで、誰もが安心してこどもを産み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができ、すべてのこどもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりを積極的に推進してきました。

一方、現状では、町の出生数は著しい減少を見せており、近年では年間100人を大幅に下回っています。これによりこども同士の交流機会の減少や、地域のつながりの希薄化などがあいまって、こども自身の成長や社会性を育む保育・教育環境に影響を及ぼすことが懸念されています。また、核家族化の進行による子育て家庭の孤独感や負担感の増加、出産や子育てにかかる経済的負担に対しての不安、多様な就労形態が生じる中で働き方改革が進められるなど、子育て環境が大きく変化しつつあり様々な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、本計画では、前回計画と同様「子・親が安心でき 安全でゆとりを感じるまちに」を基本理念に掲げ、こどもの健全な発育・発達を促すサービスや、地域社会全体で子育てを支援する体制、妊娠期から子育て期にわたる一貫した総合支援体制の充実を図り、ライフスタイルや社会情勢の変化に伴う多様化したニーズに柔軟に対応していきます。

また、様々なライフステージに対応した経済的な支援策を講じていくほか、みなかみユネスコエコパークの豊かな自然や文化など、地域の資源や特徴を十分に活かしながら、SDGsの理念に基づいた持続可能な取組を進め、豊かな自然環境のもと、安心安全でゆとりある暮らしを実現するためのこども・子育て支援を推進していきます。

2. 計画の基本目標

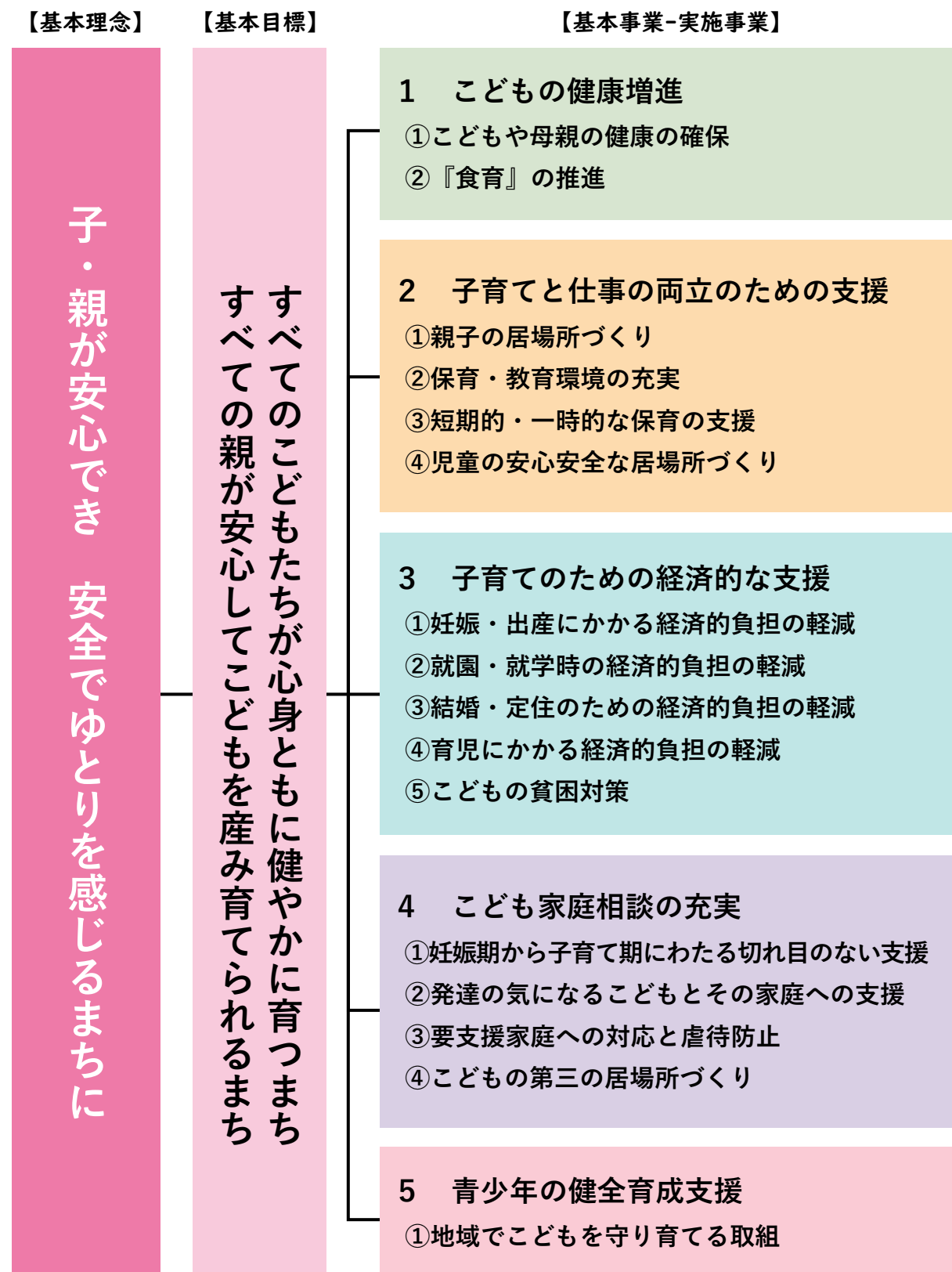
みなかみ町に暮らす、すべてのこども、親・保護者、子育てに関連する人々が、共通する子育てのための視点として、次を本計画の基本目標とします。

すべてのこどもたちが心身ともに健やかに育つまち

すべての親が安心してこどもを産み育てられるまち

3. 計画の体系

第3期子ども・子育て支援事業計画は、基本理念のもと、2つの基本目標、5つの基本事業別に子ども・子育て支援施策を進めるものとします。



4. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるように、町内全域を一つの区域として設定します。

5. SDGs の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標のことで、経済・社会・環境等に係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本計画においても、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念に基づき、すべてのこどもとその家族が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 基本事業の展開

基本事業Ⅰ こどもの健康増進

- こどもと母親の健康増進に向けて、広報などの各種媒体を活用し、乳幼児健診や定期予防接種の必要性を周知するとともに、未受診者への勧奨を継続して受診率の向上を図ります。
- 保護者の育児不安の軽減や仲間づくりにつながるよう、発育や発達について相談できる場づくりを進めます。
- 望ましい食生活や生活習慣が身に付くよう、食育の充実を図ります。

①こどもや母親の健康の確保

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	乳幼児健診事業	3歳以下の乳幼児とその保護者を対象に発育・発達状況の確認、疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消を図ります。	受診率 90%以上の高水準を保てるよう、保健推進員による受診勧奨を継続します。また、理学療法士や作業療法士に従事してもらうなど多職種と連携を図り、より多角的なアセスメントやアプローチを推進します。
2	はぐみ（親子ふれあい広場）	乳児を対象に発育・発達状況の確認を行い、保護者の育児不安の軽減や解消、仲間づくりを支援します。希望者には離乳食の試食を行います。	発育・発達の確認のため、個別通知等により引き続き参加を勧めます。特に家に引きこもりがちな母子に対して参加を勧めます。また、育児不安の軽減や仲間づくりができ、保護者が安心できる場を提供します。
3	乳幼児等定期予防接種事業	感染症の蔓延並びに感染症による重度障害・死亡の予防のために各種予防接種を行います。	感染症の拡大防止のためには 95%の接種率が必要とされています。個別通知や乳幼児健診での声かけなどにより接種率の向上に努めます。また、就学前後の対象児には、教育委員会と連携した接種勧奨を実施し、受診率向上を図ります。

②『食育』の推進

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	学齢期における食育推進事業	おやこ食育教室を開催し、小学生の子と保護者が共通の食体験を持つことで、食の楽しさや大切さを伝えます。また、キッズクッキング教室では、高学年児童に調理体験を通して、食や健康の大切さと調理技術を伝えます。	食体験を通して、食や健康について理解・関心を深め、家庭における食育や、望ましい食生活及び生活習慣の実践につなげることを目指します。
2	早寝・早起き・満点朝ごはん推進事業	母子手帳交付時及び幼児健診（2歳児）で朝ごはんパンフレットを配布します。また、町内こども園、保育施設に通う年中・年長児に「早寝・早起き・満点朝ごはんチャレンジ」（各園、施設での講話及び親子で朝食の記録に取り組む）を実施します。	朝食について考える機会をつくり、朝食摂取率の向上と、朝食の栄養バランスの改善を目指します。早寝・早起き・満点朝ごはんチャレンジについては、実施を希望する小学校にて同様の取組を行います。



基本事業2 子育てと仕事の両立のための支援

- 子育て中の孤立感や負担感の解消につながるよう、親子が集まり、気軽に交流や相談できる場を提供します。
- 家庭と仕事の両立を支援するため、こどもを安心して預けることができる環境を整備します。
- 様々なニーズに対応できるよう、一時預かり等短期的・一時的な保育の充実を図ります。
- 児童が安心して放課後や休日を過ごせるよう、地域と連携した居場所づくりに努めます。

①親子の居場所づくり

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	子育て支援センター運営業務事業	すべての子育て家庭を地域で支えられるよう、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感・負担感の解消を図ります。	町内4か所の子育て支援センター及び子育てひろばで、親子の交流の場や子育てに関する情報の提供・相談・講習会などを開催し、子育て家庭を支援します。

②保育・教育環境の充実

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	にいはるこども園管理運営事業	新治地区を中心にこどもの受入を行い、地域に根ざした幼児教育・保育及び園の施設管理・運営を行います。	家族形態や就労形態の変化などに伴う多様なニーズに対応しながら、こどもに寄り添った幼児教育・保育を行います。また、行政機関としてのネットワークを活かした連携を強化し、地域の子育て支援の拠点として、次世代育成の中心的な役割を担っていきます。
2	私立保育所延長保育促進事業	町内の私立認定こども園において、延長保育を促進していく上での体制整備に対して、事業費の一部について補助金を交付し、安心して子育てできる環境整備を支援します。	家族形態や就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所等が通常開所時間を超えた保育を行うことを支援し、安心して子育てができる環境の整備を進めます。
3	私立保育所保育充実促進費補助事業	町内の私立認定こども園において、入所児童の処遇改善と低年齢児保育及び食物アレルギー対策を促進するために必要な人件費等の経費について補助金を交付し、保育内容の向上を支援します。	1歳児の国の配置基準より、手厚く保育士を配置して行う低年齢児保育や、食物アレルギー対策等を行うことを支援し、保育内容の向上を支援します。

	事業	事業概要	取組方針
4	民間保育園 障害児保育事業	町内の私立認定こども園において、障害児の保育を行う場合について、町がその障害の程度により補助金を交付し、障害児保育を支援します。	重度障害児への加配職員の人件費等の補助の他、加配までの必要がない中度・軽度の障害児に対する保育を行う場合は、指導計画と支援計画をつくることを補助金支給要件とし、障害児保育の充実がすべての園で図れるように支援します。
5	子育て支援拡充 事業	町内の私立認定こども園において、教育振興促進事業・保育事業拡充推進事業・第3子以降及び低所得者給食費無償化事業について補助金を交付し、園の運営の安定化を図るとともに、子育て支援を拡充させます。	園児数に応じた基本額のほか、拡充事業については加算を行い、補助内容・金額について随時現状に合わせた見直しを行いながら、子育て支援を拡充させます。

③短期的・一時的な保育の支援

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	一時預かり事業	保育所等に入所していない小学校就学前の児童を保護者の一時的な都合で預かる「一般型」、1号認定児を対象に一時的に預かる「幼稚園型」の2つの事業があります。	「一般型」は保育所等に入所していない保護者の病気やリフレッシュ等、子育て支援事業として実施し、「幼稚園型」は1号認定児の標準時間を延長して保育を行います。
2	乳児等通園支援 事業（こども誰でも 通園制度）	普段保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所や認定こども園への通園ができる事業です。	令和8年度の本格実施から事業を開始し、年齢の近い他児との関わりを通じて、こどもの成長発達を促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ります。
3	ファミリー・サ ポート・センター 事業	こどもの保育施設までの送迎や、一時的な預かりなどの援助を、事前に登録された会員の相互援助により、有償で依頼できる事業で、ファミリー・サポート・センターが援助の仲介役となります。	沼田市ファミリー・サポート・センターへ業務委託をすることにより、対象地域を広域化し、支援体制の充実を図ります。
4	認可外保育所 運営費補助事業	こども園が休みとなる休日保育を実施している認可外保育施設と、こども園への通園が困難な藤原地区で実施している認可外保育施設の運営の安定を図るため補助金を交付します。	土日祝日の就労者及び藤原地区の就労者が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう、今後も継続します。

④児童の安心安全な居場所づくり

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業日(土曜日、夏休み等)に子どもが安心して過ごせる「遊び」や「生活」の場として、町内4か所の学童クラブが設置されています。	近年は共働き世帯やひとり親の増加等により学童クラブの利用希望が増えているため、安全面に配慮した円滑な運営が行えるよう努めます。また令和8年4月より月夜野地区小学校統合に伴い、月夜野地区学童クラブも統合を予定しています。
2	地域学校協働活動推進事業	放課後や休日のこどもの安心安全な居場所を設けるため、住民が主体となる地域の安全管理員のもと、学校の空き教室や体育館等を利用して、読み聞かせや工作・ゲームなどの体験活動を行います。	現在はすべての小学校に放課後子ども教室が設置されていますが、令和8年度に月夜野地区の小学校が統合するため、子ども教室の統合も進める必要があります。担い手の高齢化が進む中、新たな担い手の確保を進めます。



基本事業3 子育てのための経済的な支援

- 妊娠・出産・就園・就学など、子育てに係る経済的負担を軽減できるよう、費用の助成や電子地域通貨（MINAKAMI HEART カード）の支給などを行います。
- こどもの現在や将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困対策を強化します。

①妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	妊婦健康診査等助成事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や指導を行い、また、出産に係る経済的な負担の軽減を図ることで、こどもを安心して出産するための支援を行います。	妊娠届出をした妊婦に対し、妊婦健診受診票 14 回分、妊婦歯科健診受診票 1 回分、産婦健診受診票 2 回分、新生児聴覚検査受診票、1 か月児健診受診票を交付し、費用の助成を行います。また、低所得妊婦の初回産科受診料支援事業も行います。
2	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成金として交付します。	1 回 30 万円を上限に、治療費夫婦負担額の 2 分の 1 を助成します。助成回数の制限はありません。対象となる方すべてが利用できるように周知を行います。
3	妊婦のための支援給付金事業	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施します。妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。	妊娠したこども 1 人につき妊娠届出時に 5 万円、出産後 5 万円を支給し、妊産婦の経済的支援を行います。また、妊娠中には妊婦等包括相談支援を行い、身体的・精神的ケアを行います。
4	出産・誕生日祝金事業	町では、全国一律に支給されている出産育児一時金に加え、出産後の育児準備に係る経済的負担の軽減を目的に独自で祝金を支給しています。また、1 歳及び 2 歳を迎えた児童のいる家庭には、その子の健診に併せての誕生日祝金を支給します。	出産の祝金として、申請により祝金を第 1 子：2 万円、第 2 子：2 万円、第 3 子：10 万円を支給します。また、誕生日祝金として 3 万円分の電子地域通貨（MINAKAMI HEART カード）のポイント支給を継続します。
5	保育関係施設実費徴収に係る補足給付事業	子育て世帯の経済的負担の軽減やこどもの健全育成のため、こども園等の児童の保護者（生活保護世帯）が支払う実費徴収費用を援助します。	生活保護世帯に対して保育施設の利用に係る費用の援助を行い、こどもの健全育成のための支援を行います。

②就園・就学時の経済的負担の軽減

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	就学支援金事業	小・中学校入学時にかかる費用の負担軽減を図ることを目的に、商工会発行の電子地域通貨（カード）を入学支援金として支給します。中学生のいる子育て家庭の負担軽減のために新入生にウインドブレーカーの無償配布を行います。また、高等学校等に通学するための通学定期購入費用の負担軽減を図るため補助金を交付します。	小学校入学時に 5 万円、中学校入学時に 10 万円分の電子地域通貨を支給します。就学時の経済的負担の更なる軽減を目指し、支援金増額など支援の拡充を推進します。中学入学後に町内統一デザインのウインドブレーカーを配布します。また、通学定期券購入費用の 2 分の 1 を補助します。

③結婚・定住のための経済的負担の軽減

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	子育て家庭等住宅整備補助金交付事業	子育て世代の定住を促進するため、町内に住宅を新築・増改築・取得する子育て家庭及び新婚家庭に対し、対象工事費の 10%（上限 100 万円）を補助金として交付します。	中学生以下の子を養育または、妊婦のいる世帯及び婚姻届提出後 3 年以内かつ夫婦の合計年齢が 100 歳未満の世帯を対象に支援し、町内への定住を促進します。
2	結婚生活支援事業	新たに結婚した世帯を対象に住居費及び引越費用の一部を補助し、子育て世代の支援及び低所得者の結婚に伴う新生活の支援を行います。	前年分世帯所得が 500 万円未満で、夫婦ともにみなかみ町に住民登録があり入居住居が町内にあること、また、夫婦の合計年齢が 100 歳未満の世帯に対し、上限 30 万円の費用を補助します。

④育児にかかる経済的負担の軽減

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	児童手当支給事業	高校卒業までの児童を養育している方を対象に、年齢等に応じて定められた金額を支給することで家庭における生活の安定や次世代を担う児童の健全育成及び資質の向上を目指します。	対象者の申請により、認定し手当を支払います。支払額は、3 歳未満は 1 万 5 千円、3 歳以降は 1 万円（ただし、第 3 子以降は 3 万円）となっています。国の基準に則って実施します。
2	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的とし、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童を養育しているひとり親に支給します。	離婚届又は（未婚等による）出生届提出の際に制度説明等を行うなど、他部署との連携を図りつつ、町広報紙や町ホームページでの周知を行い、対象となる方に支援が届くよう事業を実施します。

⑤こどもの貧困対策

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	貧困対策にかかる支援の推進	「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」の柱から、各関係機関と連携し、支援を推進します。	貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育等の施策取組の過程で得られるこどもたちの状況に関する情報を活用し、こども家庭センターでの保健師及び公認心理師といった専門職を中心とした相談業務や、福祉まるごとサポートセンター等関係機関と連携した支援強化を図ります。



基本事業4 こども家庭相談の充実

- 一人ひとりの状況に応じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- 運動・言葉・社会性など発達が気になるこどもとその保護者に対し、療育相談及び指導を行います。
- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー、要保護児童等を対象に、関係機関が連携を図りながら、こどもの置かれている状況に合わせて継続的に支援します。
- こどもの第三の居場所づくりを進め、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等、児童と家庭が抱える多様な課題に対応します。

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	こども家庭センター事業	子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	こども家庭センター「すくすく」が誰もが気軽に相談できる場所となるように周知します。必要に応じてサポートプランの作成・手交を行い、切れ目のない支援を行います。
2	母子健康手帳交付事業	こども家庭センターにおいて妊娠届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付します。母子健康手帳の使用方法を含め、妊娠・出産に関する保健指導を実施します。	母子健康手帳交付予約を電話と二次元コードで行い、妊婦が都合の良い日時に母子健康手帳を交付できるようにします。出産に対する不安の軽減が図れるよう、相談や指導を行います。外国籍の妊婦に対応できるよう、外国語版母子健康手帳を配布します。また、必要に応じてサポートプランを作成します。
3	新生児訪問事業	生まれた赤ちゃん全数に対して地区担当保健師が早期に家庭訪問を行います。また、里帰り先の市町村への訪問依頼及び他市町村からの依頼による訪問を実施します。	出生届時もしくは出生届を出した後、早期に産婦と連絡をとり、家庭訪問を行うことで、母の身体面・精神面に寄り添います。また、育児に関する望ましい知識の指導等を行います。
4	訪問母乳相談事業	母乳育児をする産婦を対象に、助産師が家庭を訪問し、母乳育児の指導を行います。	産後、家庭に戻ってから母乳育児に関する心配等を解消するため、産婦からの依頼を受け、早急に対応します。安心した環境で具体的な授乳指導を受けることができる事業であるため、気軽に利用してもらえるよう周知します。

	事業	事業概要	取組方針
5	マタニティー スクール事業	妊娠届出をした妊婦及び生まれる子の親となる男性に対し、妊娠・出産・育児に対する知識を普及させ、地域の仲間づくりを進めます。	参加率の向上のため、参加者からのアンケートをもとに、プログラムの検討を行います。また、安心して出産を迎えるために、参加者同士での情報交換等を行えるようにします。増加している外国籍の妊婦にも、対応できるようにします。
6	ママヨガ教室事業	妊婦及び出産後 12 か月までの産婦に対し、ヨガを通じて妊娠・出産・母乳育児に対する不安の軽減やストレスの解消及び地域の仲間づくりを行います。	開業助産師に委託して実施します。子育て支援センター「汽車ぽっぽ」で開催し、スタッフがこどもを保育することで、助産師による相談がしっかりと受けられる環境をつくり、妊娠・出産・母乳育児に対する不安の軽減やリフレッシュを図ります。
7	産後ケア事業	出産後の母親の精神的・肉体的不安を軽減するため、母子に対する心身のケアや育児サポートを実施します。	医療機関に委託して実施します。母親の育児手技の獲得や育児不安の軽減を図ります。また、産後ケア費用の助成を行い、利用者の経済的負担の軽減を図ります。医療機関との連携を図り、産後のトラブルについて早期発見及び相談を行います。
8	乳児家庭全戸訪問 事業（おめでとう 訪問事業）	生後 2 か月児の家庭を保健推進員が訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健推進員が訪問し、状況等を保健師につなげていきます。同時に絵本を介して親子が触れ合うきっかけを作るブックスタート運動を推進します。
9	ベビーマッサージ 事業	生後 2 か月から 1 歳までの乳児を対象にオイルマッサージを行い、母親とこどもがリラックスした時間を過ごせるよう援助します。	月 1 回、助産師によるベビーマッサージを実施します。リラクゼーションやスキンシップだけではなく、育児相談・コミュニケーションの場として活用できる環境づくりを行います。自由参加のため、気軽に来られるよう周知します。
10	誕生祝品支給事業	こどもが心身ともに健やかに育つよう、町内で生まれた新生児に誕生祝いとして、木のおもちゃやウッドスタートの冊子など、木のぬくもりを感じる品を支給します。	みなかみユネスコエコパーク登録を機に、みなかみ町の木を使い、町内で作製された木のおもちゃを配布し、幼い頃から自然と触れ合うことで発育に良好な効果をもたらすことが期待できる「木育」を推進します。

②発達の気になる子どもとその家庭への支援

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	発達相談会事業	発達の気になる子どもを持つ保護者や子どもを対象に、心理士や言語聴覚士等の専門職による療育相談及び指導を行います。	言語聴覚士による相談（ことばの教室）は月1回実施し、その他専門職による相談は随時実施します。専門職による継続的相談や他機関と連携し、支援を行います。電話のほか、相談フォームによる申し込みも行います。
2	こどもの発達に関わる職員への支援	コンサルテーションによりこども園・学校・学童等の職員に対して、こどもへの支援方法の指導を行います。よりよい支援を行うため、こどもの発達に関わる職員の知識向上やスキル獲得を図ります。	こどもに関わる関係機関と連携し、一貫した支援を行います。また、こども園職員やこどもの発達に関わる職員に対し、年1回程度の職員研修を行います。
3	のびのびサークル事業	発育発達の気になる乳幼児とその保護者を対象に、作業療法士・保育士・心理士等の専門職や、通級指導教室教諭が遊びを中心とした集団の療育教室を行います。また、作業療法士による個別相談も実施しており、乳児から就学児までの相談に応じます。	未就園・就園児と2クラスに分け、それぞれ月1回、発達課題に合わせた内容で実施します。保護者への助言を行うことで、こどもの発達促進を図ります。就園児クラスでは通級指導教室教諭に従事してもらうことで、就学に向けての連携を行います。
4	幼児相談（すてっぷ）	3歳児健診後にフォローが必要な幼児を対象とした、個別のフォローアップ相談会を実施します。3歳児健診からの変化や現在の発達段階を保護者と共有するとともに、今後の関わり方や支援について助言を行います。	保健師による問診や、臨床発達心理士による検査及び保護者相談を行います。必要に応じ、のびのびサークルや発達相談会、発達検査の提案を行います。また、「すてっぷ」の後にこども園との情報共有を行うことで、こどもに対する共通理解を深めます。

③要支援家庭への対応と虐待防止

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	要保護児童対策地域協議会事業	要保護児童対策地域協議会で児童虐待、要支援家庭、特定妊婦等の各ケースを把握し、学校・保健師・警察・児童相談所等の関係者と連携して支援します。	年1回の代表者会議のほか、実務担当者会議を月1回開催します。関係機関と連携しながら、ケースの状態を把握し、支援します。また、こども園や学校の職員に対して、虐待の早期発見と通告義務について繰り返し伝えます。
2	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がある家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	社会福祉協議会へ業務委託を行い、支援が必要な家庭にヘルパー派遣を行います。対象家庭についての情報共有を行い、必要な支援内容や利用頻度等の協議を行いながら支援を実施します。
3	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	児童の保護者を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」と題した講座を開催します。褒める回数を増やして良好な親子関係を築くため、こどもへの接し方を学びます。

④こどもの第三の居場所づくり

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	児童育成支援拠点事業（こどもの居場所事業）	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、第三の居場所を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等、個々の児童の状況に応じて支援します。また、学校等の関係機関との連携も行います。	学校と連携して、支援を必要としているが利用に至っていない児童等にアプローチします。また、学校との連携を密に行い、児童と家庭が抱える多様な課題に対応できるように取り組みます。

基本事業5 青少年の健全育成支援

- まちの未来を担う青少年を「地域で見守り・育てる」という意識の醸成を図るとともに、青少年関係団体の活動を支援します。

①地域で子どもを守り育てる取組

関連する SDGs



	事業	事業概要	取組方針
1	青少年育成団体活動支援事業	子ども会育成団体連絡協議会やガールスカウトなど、青少年関係団体を育成・支援します。	少子化により、縮小されつつある団体の活性化のため、既存団体の存在意義を見直し、新たな活動を検討する中で、こどもの興味関心を高めるとともに担い手の育成を支援します。



第5章 目標事業量

1. 第2次みなかみ町総合計画（後期基本計画）に基づく事業の展開

本計画の第3章における基本的な考え方や、第2次みなかみ町総合計画（後期基本計画）の「こども・子育て支援の充実」を推進するための施策に基づき設定しています。また、第4章の事業を展開することにより、総合計画に定めた指標の達成へとつなげていきます。

（1）第2次みなかみ町総合計画（後期基本計画）に基づく目標値

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自分のこどもが心身ともに健やかに育っていると感じる保護者の割合（％）	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
出生数（人）	71	70	69	68	67
合計特殊出生率	1.17	1.16	1.15	1.14	1.13

（2）基本事業の達成指標

①こどもの健康増進

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
健康診査受診率 1歳6か月児（％）	97.0	97.5	98.0	98.5	99.0
健康診査受診率 3歳児（％）	99.0	99.5	99.8	99.8	99.8

②子育てと仕事の両立のための支援

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども園の一時預かり保育数（人）	32	36	40	40	40

③子育てのための経済的な支援

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
町決算額における民生費 中の児童福祉費の割合（％）	36.5	37.0	37.5	38.0	38.0

④こども家庭相談の充実

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
発達状況が確認できた保護者の割合（％）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

2. 教育・保育サービスの提供

子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育の施設として、従来型の幼稚園・保育所に加え、地域の実情に応じて認定こども園や、小規模保育等の普及・拡充が求められます。各教育・保育施設に対する財政措置は、「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

(1) 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設です。なお、私立幼稚園は施設型給付費の支給を受けるか否かを選択することができ、支給を受けない場合は従来の財政措置（私学助成・園奨励費）を受けることが可能です。

◆施設型給付の対象となる教育・保育施設

教育・保育施設	施設概要	対象年齢
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるために幼児期の教育を行う施設	3～5歳
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0～5歳
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せて持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳

(2) 地域型保育給付

子ども・子育て支援制度では、市町村が認可する満3歳未満児保育の定員20人未満の保育事業については、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付の対象事業は「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

◆地域型保育の種類と内容

種類	利用定員	事業主体	実施場所
小規模保育	6～19人	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
家庭的保育	5人以下	市町村、民間事業者等	保育者の居宅その他の場所、施設
居宅訪問型保育	-	市町村、民間事業者等	保育を必要とするこどもの居宅
事業所内保育※	-	民間事業者等	事業所

※従業員のこどもに加えて、自治体の認可を受けて地域住民の保育を必要とするこどもにも施設を提供するもの。

(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設の利用を希望する場合には、保育の必要性について市町村による認定を受ける仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分	対象事業	対象施設
1 号認定	満 3 歳以上で保育の必要性がなく、幼児教育のみを希望する就学前児童	幼稚園 認定こども園
2 号認定	満 3 歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所 認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満の保育を必要とする児童	保育所 認定こども園 地域型保育

② 保育の必要性の認定基準

保育所などで保育を希望される場合の保育認定（2 号、3 号の認定）にあたっては、以下の 2 点を勘案して運用を行います。

保育を必要とする事由	就労	すべての就労
	就労以外	妊娠・出産、保護者の疾病・負傷・障害、同居または長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待・DV、育児休業取得時点で既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要な場合、その他、上記に類する状態として町長が認める場合
保育の必要量	標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（11 時間の開所時間に相当）
	短時間	パートタイム就労を想定した利用時間 求職、育児休業中、またはそれらに類するものとして町長が認める場合

(4) 見込量の設定

① 1号認定

少子化と共働き家庭の増加により1号認定児童は減少すると推計します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（実人数）	60	56	54	50	44
確保方策（実人数）	110	110	110	110	110
特定教育・保育施設	110	110	110	110	110
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

② 2号認定

少子化の影響で2号認定児童は減少すると推計します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（実人数）	173	162	156	141	124
確保方策（実人数）	210	210	210	210	210
特定教育・保育施設	200	200	200	200	200
認可外保育施設	10	10	10	10	10

③ 3号認定

2号認定と同様に少子化の影響はあるものの、共働き家庭の増加により0歳児と1歳児は概ね横ばいで推移すると推計します。2歳児は減少すると推計します。

（0歳児）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（実人数）	27	27	27	26	25
確保方策（実人数）	37	37	37	37	37
特定教育・保育施設	37	37	37	37	37
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

（1歳児）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（実人数）	42	43	43	43	41
確保方策（実人数）	52	52	52	52	52
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2

（2歳児）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量（実人数）	59	42	42	42	42
確保方策（実人数）	56	56	56	56	56
特定教育・保育施設	53	53	53	53	53
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3

3. 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援制度では、質の高い教育・保育の提供とともに、地域のこども・子育て家庭の実情に応じた子育て支援体制の充実を図ることとしています。

(1) 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
①	利用者支援事業（4 類型） 【基本型】 こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。 【特定型】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供、利用に向けての支援などを行う。 【こども家庭センター型】 子育て世代包括支援センターの一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。また、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する。 【妊婦等包括相談支援事業型】 妊婦及びその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	0～5 歳 小 1～6 年
②	地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行う。	0～5 歳
③	妊婦健康診査事業 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や指導を行い、また、出産に係る経済的な負担の軽減を図ることで、こどもを安心して出産するための支援を行う。	-
④	乳児家庭全戸訪問事業 生後 2 か月の乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する不安・悩みの相談や、情報提供、養育環境の把握などを行い、地域の中でこどもが健やかに育成できるよう支援を行う。	生後 2 か月

	対象事業	対象年齢
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対し、居宅を訪問し養育に関する指導・助言などを行い、当該家庭の養育能力を向上させるための支援を行う。 【子どもを守る地域ネットワーク強化事業】 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応をしていくために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の体制強化や訪問事業との連携を図る。 【子育て世帯訪問支援事業】 虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊娠婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う。 【児童育成支援拠点事業】 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う。 【親子関係形成支援事業】 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う。	-
⑥	子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う。	0～17歳
⑦	一時預かり事業（幼稚園型） 【幼稚園型（在園児対象）】 認定こども園等在園の1号認定児を主に対象として、一時的に家庭における保育が困難となった場合などに、規定の時間を超えて、認定こども園で保育を行う。	3～5歳

	対象事業	対象年齢
⑧	一時預かり事業(幼稚園型を除く)・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 【一般型（在園外児童含む一時的保育）】 家庭において保育を行うことが一時的に困難になった場合など、認定こども園等において一時的に預かり保育を行う。 【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】 事前登録された、乳幼児や小学生等の保護者で援助を受けたい「おねがい会員」とこどもを預かることができる「まかせて会員」の相互で、有償による援助活動を行うにあたり連絡・調整を行う。	1～5歳 生後3か月～小6年
⑨	病児保育事業（病児・病後児） 病気や病気回復期の児童で、保護者が養育できない場合に、病院・認定こども園に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育を実施する。	1歳～小3年
⑩	延長保育事業 保育認定（2号・3号）を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園で保育を行う。	0～5歳
⑪	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 保護者の就労等により昼間家庭が留守となる小学校の児童に対し、授業終了後に専用のスペース等で適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	小1～6年
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業 特定教育・保育施設事業者等において実費徴収を行うことができるとされている、教材費や行事への参加に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。	0～5歳
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する。	-
⑭	産後ケア事業 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う。	-
⑮	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 保育所等に通所していない未就園児を、親の就労状況にかかわらず月一定時間保育する。	0～2歳

(2) 見込量の設定

①利用者支援事業

「こども家庭センター すくすく」(令和6年4月1日設置)において実施します。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	見込量(か所)	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関	見込量(か所)	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0
特定型	見込量(か所)	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	見込量(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1
妊婦等包括相 談支援事業型	見込量(実人数)	55	55	54	53	51
	確保方策(実人数)	55	55	54	53	51

②地域子育て支援拠点事業

「汽車ぽっぽ」「ぽかぽか」「さくらんぼルーム」の3か所の子育て支援センターのほか、水上わかくりこども園「ちびっこクラブ」の子育てひろばにおいて実施します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(月あたり延べ回数)	500	500	500	500	500
確保方策(か所)	4	4	4	4	4

③妊婦健康診査事業

人口推計、出生数等をもとに回数の減少を見込んでいますが、1人あたりの回数については向上していくよう努める必要があります。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(年間延べ回数)	910	882	854	826	798

④乳児家庭全戸訪問事業

人口推計をもとに推計しました。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(実人数)	65	63	61	59	57

⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業について、国庫基準対象の事業は行っていないですが、必要に応じ、町の保健師による直接の訪問により、同等の指導・助言等を行っており、今後も継続して実施します。

子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業は、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業です。これまでの関連した事業等の実績を考慮して推計しました。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	見込量(人)	0	0	0	0	0
	確保方策(人)	0	0	0	0	0
子育て世帯訪問支援事業	見込量 (年間延べ人数)	60	72	84	96	96
	確保方策 (年間延べ人数)	96	96	96	96	96
児童育成支援拠点事業	見込量(人)	12	14	16	18	20
	確保方策(人)	20	20	20	20	20
親子関係形成支援事業	見込量(人)	16	17	18	19	20
	確保方策(人)	20	20	20	20	20

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

今後のニーズを踏まえ事業の実施を検討します。

⑦一時預かり事業(幼稚園型)

人口推計をもとにこれまでの実績を考慮して推計しました。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(年間延べ人数) 1号		600	580	560	540	520
確保方策(年間延べ人数)		600	580	560	540	520
	一時預かり事業 (幼稚園型)	600	580	560	540	520
	上記以外※	0	0	0	0	0

※私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受入れ等

⑧一時預かり事業(幼稚園型を除く)・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

人口推計をもとにこれまでの実績を考慮して推計しました。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)は、利根沼田定住自立圏を活用して沼田市との連携事業として実施します。

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量(年間延べ人数)		50	50	50	50	50
確保方策(年間延べ人数)		50	50	50	50	50
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)		50	50	50	50	50

⑨病児保育事業（病児・病後児）

利根沼田広域圏や医療機関との連携を図りながら事業の実施を検討します。

⑩延長保育事業

人口推計をもとにこれまでの実績を考慮して推計しました。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（実人数）	30	28	26	24	22
確保方策（実人数）	30	30	30	30	30

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

児童数は減少傾向ですが、共働き家庭は増加傾向にあり、学童クラブのニーズは高まると想定されるため、実績よりやや多い数値で推計しました。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（登録児童数）	181	178	166	152	149
1 年生	46	46	32	37	37
2 年生	50	48	48	34	39
3 年生	39	37	35	35	31
4 年生	25	29	27	25	24
5 年生	18	15	19	17	15
6 年生	3	3	5	4	3
確保方策（登録児童数）	185	185	185	185	185
うち放課後子ども教室と一体的に実施	40	40	40	40	40
うち放課後子ども教室と連携して実施	0	0	0	0	0

◆放課後子ども教室 整備計画

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
整備量（か所）	6	4	4	4	4
うち放課後子ども教室と一体的に実施	1	1	1	1	1
うち放課後子ども教室と連携して実施	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

これまでの実績を考慮して推計しました。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（実人数）	1	1	1	1	1
確保方策（実人数）	1	1	1	1	1

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

今後のニーズを踏まえ事業の実施を検討します。

⑭産後ケア事業

出生数とこれまでの実績を考慮して推計しました。

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（年間延べ人数）	20	20	20	20	20
確保方策（年間延べ人数）	20	20	20	20	20

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※

就学前児童数、保育の利用申込者数の推移等を考慮して推計しました。

（0 歳児）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（年間延べ人数）	0	12	12	12	12
確保方策（年間延べ人数）	0	12	12	12	12

（1 歳児）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（年間延べ人数）	0	12	12	12	12
確保方策（年間延べ人数）	0	12	12	12	12

（2 歳児）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量（年間延べ人数）	0	12	12	12	12
確保方策（年間延べ人数）	0	12	12	12	12

※令和 7 年度は「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置付けられ、令和 8 年度からは「法律に基づく新たな給付制度」として全国的に実施することとなっています（経過措置あり）。

第6章 計画の推進体制

1. 町民や関係機関等との連携

子育て支援をまち全体で推進していくためには、行政だけではなく、こども園・小学校・その他子育てに関わる事業者・企業・関係機関等とネットワークを形成し、協働することが大切です。

本計画の推進にあたっては、こどもの健全育成に対する責任やまちの課題感等について様々な主体と共通認識を図り、それぞれの特性を活かしながら、計画的かつ総合的に取り組みます。

2. わかりやすい子育て支援情報の発信

子育て支援施策をより一層推進していくためには、地域住民や企業、関係機関等の理解と協力が必要です。そのためには、本計画や様々な子育て支援施策が町民や企業、関係機関等に広く周知され、理解されることが何よりも重要です。

本計画の推進にあたっては、町広報紙や町ホームページ、各種相談施設などの様々な媒体を活用し、子育て支援情報をわかりやすく発信するなど、施策の実効性が高まるよう努めます。

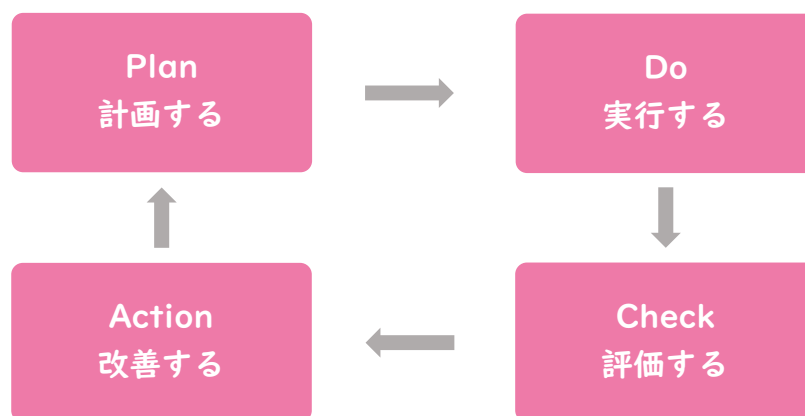
3. 進捗管理

本計画の進捗管理は、「みなかみ町子ども・子育て会議」において、施策・事業の進捗状況の確認や評価及び検証を行うことで、事業の改善に努め、子育て支援施策・事業の着実な推進を図ります。

また、評価と改善を繰り返す中で、経済・社会情勢の大きな変化があった場合は、同会議にて、本計画の方向性や軌道修正を検討するなど、迅速かつ柔軟な対応に努めます。

PDCA サイクルによる評価・検証

PDCA サイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



資料編

1. みなかみ町子ども・子育て会議設置条例

○みなかみ町子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 18 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、みなかみ町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(令 5 条例 33・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) みなかみ町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) その他の子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の定数は、20 人以内とする。

3 特別の事項を検討するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年みなかみ町条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和5年12月5日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. みなかみ町子ども・子育て会議委員名簿

みなかみ町子ども・子育て会議委員名簿 （令和5・6年度）敬称略

	構成分野	所 属 等	氏 名	備 考
1	こどもの保護者	こどもの保護者 【月夜野地区】	清水裕介	
2		こどもの保護者 【月夜野地区】	千明 恵	
3		こどもの保護者 【水上地区】	小野友美	
4		こどもの保護者 【水上地区】	滝沢絵理	
5		こどもの保護者 【新治地区】	原澤隼人	
6		こどもの保護者 【新治地区】	長島 聡	
7	こども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	公立小中学校 校長会長	阿部詩子	
8		民生委員児童委員協議会 子ども福祉研究部会長	猪俣一也	
9	こども・子育て 支援に関する事 業に従事する者	私立幼保連携型認定こども園 つきよのこども園長	高野一男	
10		私立幼保連携型認定こども園 わかくりこども園長	堪山泰賢	副委員長
11		公立幼保連携型認定こども園 にいはるこども園長	木村恵美子	
12		地域子育て支援センター 汽車ぽっぽ センター長	渡部かつ江	委員長
13		NP0 法人北風塾 子育てひろば ぽかぽか 事務局長	登坂季子	
14		月夜野学童クラブ「わんぱく」施設長	原 明美	
15		月夜野第2学童クラブ「まっち」施設長	渡邊祥汰	
16		新治学童クラブ施設長	室橋正晃	
17		社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会長	林 耕平	
18	関係行政機関の 職員	教育委員会 学校教育課長	吉田武春	
19		子育て健康課 課長補佐兼こども家庭相談係長	林 昌子	

みなかみ町第3期子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行：みなかみ町
企画・編集：みなかみ町子育て健康課
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地
電話 0278-25-5009
FAX 0278-62-6610



Minakami
Biosphere Reserve

